

64
2

013937-000-1

64-2

宮中三殿並に祝祭日解説

皇典講究所／編

M41

ABB-0178



54
2

宮中三殿并に祝祭日解説

完

五心部

多心部

多心部

多心部

國

上

宮内大臣正二位勲一等

伯爵田中光顯序辭

周宮御養育主任樞密顧問官
皇典講究所々々長正二位勲一等

伯爵佐々木高行題辭

宮内省圖書寮編修官
皇典講究所講師

文學博士井上頼因校閱

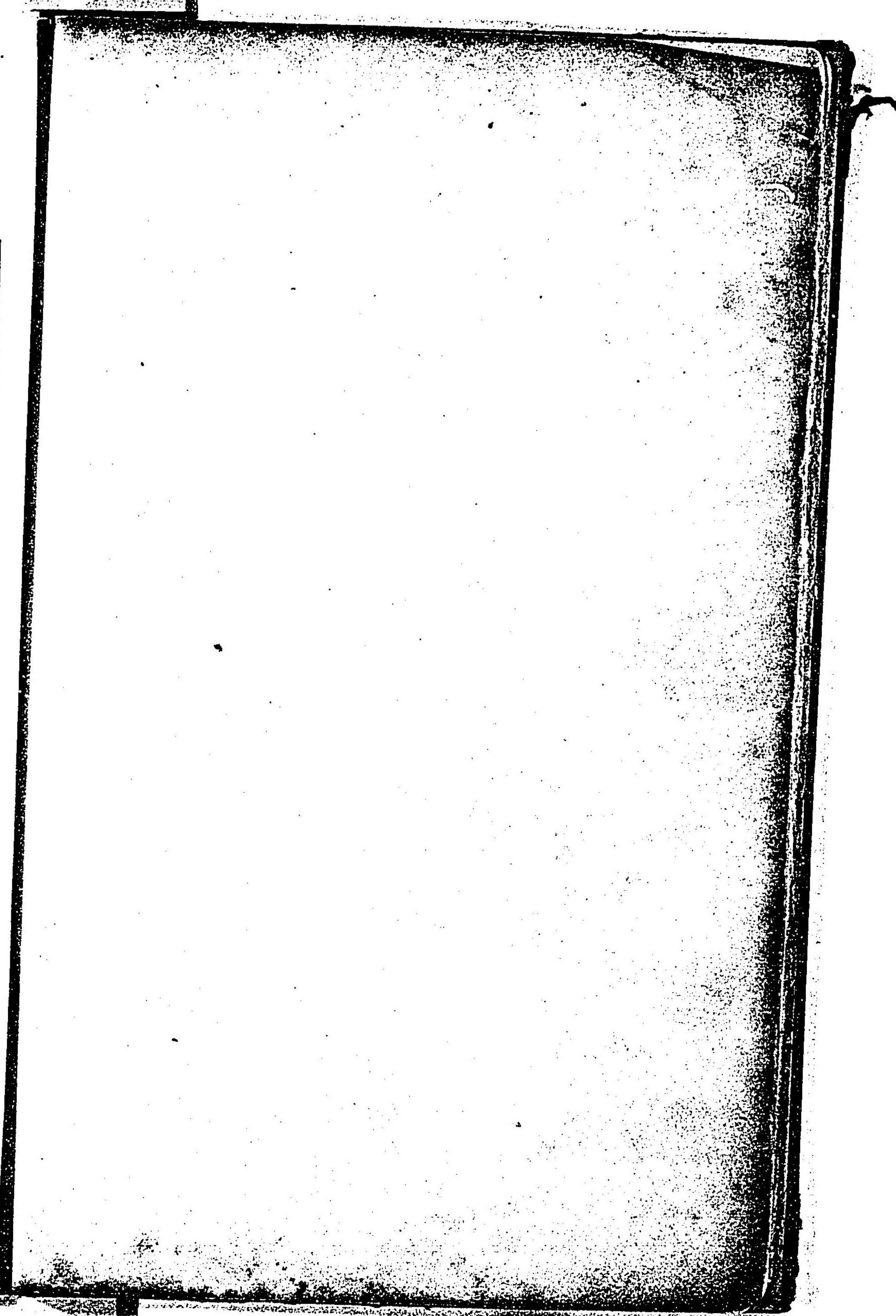
皇典講究所編纂



宮中三殿並祝祭日解説

完

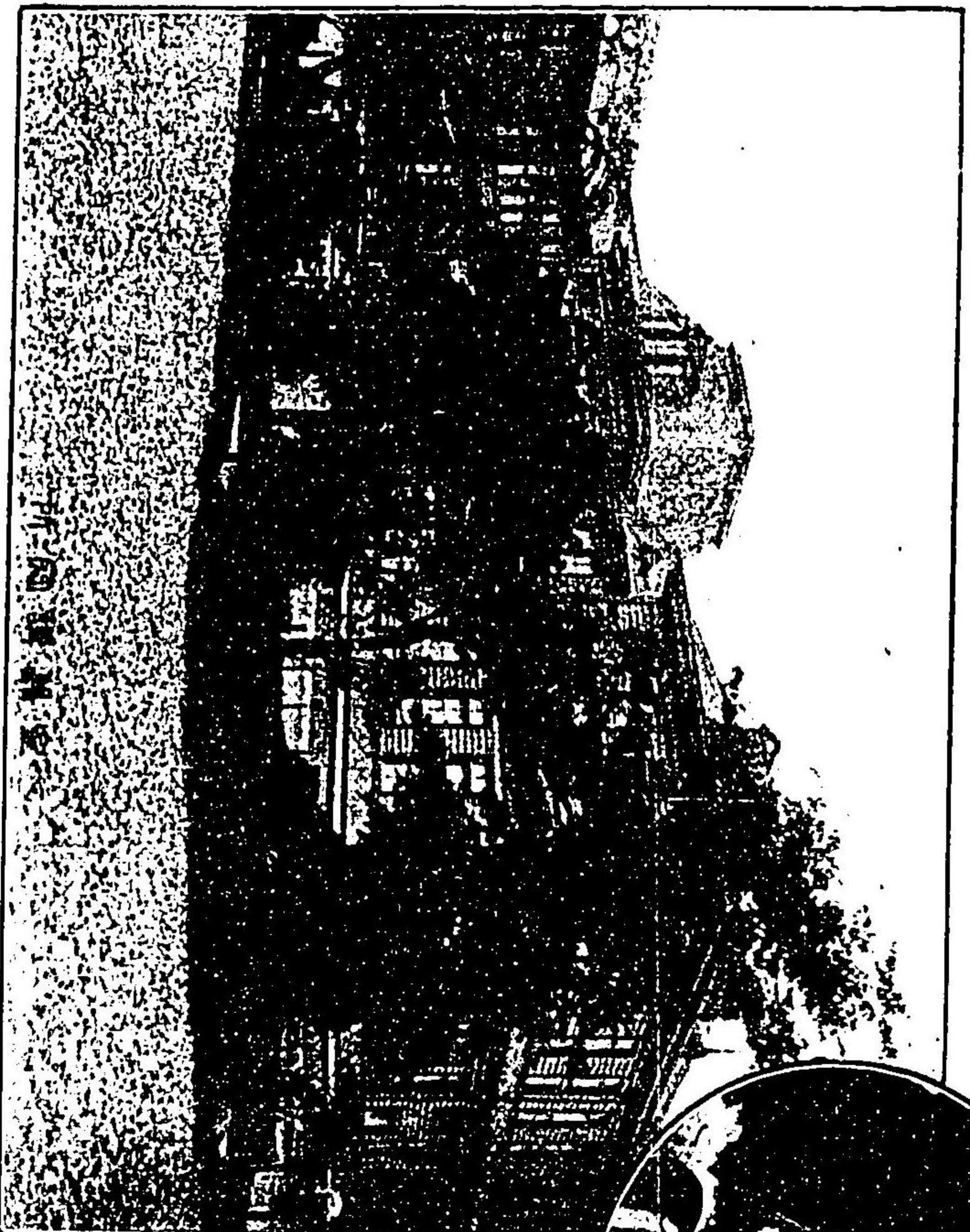
國晃館發行



長所究講典皇



伯木々佐



長所究講典皇

光
神
事

光神事

高橋

景

序

祭祀國家大典民彝準則
我國能尊嚴所以卓越宇
內者亦實在此豈為國民
者不可不知其所由也頃

考皇典講究所謹寫宮中
三殿圖附重典故及祝祭
日解說刊行頒世余知其
裨補教化不尠少也喜而
序

明治四十一年十月

宮内大臣伯爵田中光顯



久志本常幸書



考皇典講究所謹寫宮中
三殿圖附書典故及祝祭
日解說刊行頒世余知其
裨補教化不甚少也喜而
序

明治四十一年十月

宮内大臣伯爵田中光顯



久志本常幸書



宮中三殿並に祝祭日解説

凡 例

一本書は、國定の大祭祝日及び祈年祭・大祓等の、起源沿革等を説明し、國民をして、國家の大儀を知らしめて、敬神・崇祖の念を厚からしめ、延いて、忠君愛國の精神を起さしめむとするものなり。

一祝祭日の宮中儀式次第を説明するには、其の祭典儀式の行はるる、三殿の説明をなさざるべからず。故に、本書

は、先づ第一篇に、三殿並びに神樂舎の説明をなし、第二篇に、祝祭日の説明をなしたり。宮中三殿並に三大祭典御圖と併せ見るべし。

一 凡べて、御祭典の起源は、史に見えたるもあり。又、史には見えざれども、祝詞等に見えて、遠く、神代の昔より行はれ來つるものも少からず。故に、史に見えたりとも、必ずしも、當時より始まりて、其の以前には行はれし事なしといふべからず。そは、史には、恒例の事は、これを略するが常なればなり。されば、史籍に見えたる時を以つて、物

に見えたる始めとはなすべけれども、これを以つて、直ちに其の事の起源とはいふべからざるもの多し。本書に、其の時代を断定せぬも、これが爲めなりと知るべし。

一 平出、闕字の制は、公式令に見えたるころなるが、明治五年八月二日、左院の議によりて、式部寮に於いても、これを廢せられたり。されど、臣子上を敬する至情よりいへば、なほ、これを用ふるを可とす。本書、始めは、公式令に依りて、一々、平闕の例に従ひたれども、印刷の際に、止むを得ずして、多く省略に従へり。敢へて、臨文不諱といふ

にあらず。讀者、これを諒こせよ。

四

一本書編纂已に成りて、將に印刷に附せむとせし時に、皇室祭祀令を公布せられたり。九月十謹んで拜讀するに、大祭・小祭の別明らかにして、儀式・典禮大いに備はり、敬神・崇祖の 叡慮、いよく以つて仰ぐべきなり。但し、該祭祀令の規定に依りて祭典を行はせらるる期日は、未だ定められず。別に、勅令を以つて、これを定めさせらるるものとす。されば、今日の處は、なほ、従前の通りに行はせらるるものなる事は、該令公布の後に行はせられた

る、秋季皇靈祭九月廿三日 神嘗祭七月十日の御祭典次第等、すべて、従前の通りなりしにても知らるべし。されば、本書は、甚だしき相違なき點は、別に之れを改めず、従前行はせられたる、御祭典次第等に依りて、説明をなしたり。且又、たごひ、該令を實行せらるるとも、大體に於いては、決して、従前の御儀式と相反するものにあらざるなり。なほ、參考として、卷末に、右祭祀令を載せたれば、就きて見るべし。

一御祭典御執行の時刻は、一定せるものにあらず。又、御祭

五

典に召さるべき文武高官等も、同様に、時に臨みてこれを定めさせらるるものなることは、皇室祭祀令附式にも示されたるが如し。本書に、時刻並びに官名等を記せるは、皆、最近に行はせられたる御祭典次第の官報に載せられたるに據れるものなりと知るべし。

一 凡て、維新以後の沿革は、事餘りに新しきが故に、人々に却つて心に留めず。又、書記せしものも稀なれば、なかなか知りたき事多く、本書を編述するに當りても、大いに苦心せし所なり。されど、幸ひに、式部寮に在りて、公

事に通せらるる諸士の指導を受け、これを世に傳ふることを得たるは、讀者と共に、本所の大いに光榮となし、且感謝する所なり。

一 本書は、正史實錄に據り、博識の士に問ひて、頗る苦心を重ねたるが上に、なほ、其の正確を期せむがために、文學博士井上頼圀氏の嚴密なる校閲を請ひたり。されば、世の誤謬を訂正したる點も少からず。讀者、輕々に看過することなかれ。

緒論

わが國は、祭政一致を以つて國體となししからに、古へは、神宮と皇居と別なかりしを、崇神天皇以後、始めて神宮と皇居との別を生ずるに至れり。然れども、朝政は、すべて神事を先にすることは、古今異變なく行はれ來つることは、史に徴して明らかなり。蘇我石川麿が、大化改新の時に、勅問に答へまつりて、先以祭鎮神祇、然後應議政事と奏せしが如き、又、朝野群載に、我朝神國也、以敬神可爲先、以如在可

爲禮。見えたるが如き、順徳院の御抄に、凡禁中作法、先神
 事後他事。且暮敬神之叡慮無懈怠、白地以神宮並内侍所方、
 不爲御跡。このたまはせしが如き、一々援引するに堪へざ
 るなり。戦國亂離の世に成りたる、武將の掟書やうのここに、後宇多
 天皇の御製に、天つ神、國つやしろを、いはひてぞ、わがあし
 原の國はをさまる。風雅とおほせられしが如きは、最も直
 截簡明に、わが國體を示させたまへるものなり。されば、古
 來禁中恒例の公事の中、十の七八は、神祇奉齋の典なりし
 なり。その然る所以のものは、神祇は即ち皇室の御祖先に

して、天皇は即ち神裔なり。ゆゑに、祭祀は、報本反始の誠を
 致すものにて、國民道義の大本なり。孝敬奉上の道もこれ
 より生じ、忠君愛國の情もこれより起る。これ即ち、政事は
 祭祀を以つて本とする所以なり。豈に、宗教上の儀式の如
 きものご、同一視すべきものならむや。今や、百度維新にし
 て、範を歐米に取り、則を泰西に採るもの、少からず。雖も、
 この一事に至りては、古今變ることなく、宮中には、今現に
 賢所を始め奉りて、皇靈殿・神殿の設けあらせられ、夙に祝
 祭日の制をも立てさせたまひて、歳時を以つて、御親祭の

典を擧げさせたまふは、天祖の明詔に従はせたまふものにして、孝敬を以つて下を率ゐさせたまふ大御心のほど、仰ぎ尊むべきにあらずや。ことに、春は、萬民のために、年穀を祈り給ふ祈年祭あり、秋は、萬民に代りて、天神に報養し、たまふ新嘗の大儀あり。萬民、因つて以つて、其の食に生活す。洪恩大徳、豈に感謝せざるべけむや。此のごとく、皇上は、如在の禮を以つて、祭祀を慎みたまふ。いかでか、臣民獨り、其の御由來をだに知らずしてあるべき。本所、ここに見る所あり、因つて、先づ、宮中に齋かせたまふ、三殿即ち賢所。

皇靈殿・神殿の御由來を始め、三大節並びに大祭日の御由來並びに御祭典次第等を説明して、忠愛の志氣を養はしめむとす。これ、本書の編ある所以なり。

宮中三殿並に祝祭日解説目次

第一篇 三殿並に神樂舎

第一章 賢所

總説 賢所ノ御祭典 御由來三種神器。鏡劍ヲ倭笠劍
色ニ移シ祀ル。模造鏡劍

天祖親授ノ鏡劍伊勢大神宮。別殿奉安ノ時代 温明殿

内侍所 神鏡火災ニ罹ル 春興殿 明治以後ノ沿革

明治四年ノ詔。遷座ノ宣命 臣民參拜ノ事

第二章 皇靈殿

總説 御由來 皇靈殿ノ御祭典

第三章 神殿

總説 八神ノ御名義 八神奉齋ノ起源沿革

起源極メテ遠シ。明治以前ノ沿革。八神殿。神祇官代明治以後ノ沿革。神祇官再興。皇靈ヲ神ノ殿ニ祭ル。天神地祇及ヒ八神ヲ賢所ニ奉安ス。今日ノ神殿ノ稱ヲ應ス。

神殿ノ御祭典

第四章 神樂舍

總説 内侍所御神樂起源 白河院以後毎年有御神樂。足利時
明治ノ世。 「カグラ」「カミアンビ」ノ辨 神樂起源

内侍所御神樂次第 東遊今ノ東遊

第二篇 大祭祝日

第一章 新年

第一節 四方拜

總説 四方拜ノ名義 神嘉殿神嘉殿再興 四方

拜起源四季物語ノ説。弘安禮節ノ説。 沿革 足利時代ノ

四方拜 屬星ノ事 庶人ノ四方拜

第二節 朝賀

總説 二日ノ朝賀。朝賀ノ起源 朝賀廢ス 小朝拜

外國使臣朝賀ノ例 弘仁内裏式ノ朝賀次第

第三節 元始祭

總説 元始ノ名義。御祭典次第 元始祭由來 明治三年

ノ詔

第四節 政始

總説 政始次第神宮ノ事 奏賀奏瑞 外任ノ奏諸司ノ

奏 政始由來 明治二年ノ詔 外記政始

第五節 新年宴會

總説 新年宴會次第 新年賜宴ノ古儀元日節會。西宮記。
供御藥 三大節ノ辨

第二章 孝明天皇祭

總説 御親祭次第 孝明天皇御事蹟

第三章 紀元節

總説 御親祭次第 紀元節由來 神武天皇御即位當
時ノ有様 神武天皇御即位ノ年ヲ以ツテ紀元トスル事
世界各國ノ紀元

第四章 春秋二季皇靈祭

總説 御親祭次第 皇靈祭ノ由來皇靈祭記ノ起源ハ遠シ。
春秋二季ニ亡靈ヲ祭ル。
事。明治十一年ノ太政官達文。
春分秋分ノ事 歷代皇靈御正辰一覽

第五章 神武天皇祭

總説 御親祭次第 山陵奉幣 神武天皇祭由來

第六章 神嘗祭

總説 御親祭次第 新嘗祭沿革起源。應仁以降廢ス。
再興時代。祭祀ノ三等。
神嘗祭ノ意義 神宮ニ奉ル新穀並ビニ調絹

第七章 天長節

總説 御祭典次第 觀兵式 天長節由來天長ノ字義。
支那ノ千秋節。
光仁天皇始メテ天長節ヲ行ハセラル。光仁天皇以後ノ天長節。
明治ノ天長節。支那ノ千秋節トノ關係。
今上陛下ノ御聖徳

第八章 新嘗祭

總説 御親祭次第 新嘗祭由來明治元年十一月
十五日ノ布告。 沿革
大嘗新嘗ノ別 新嘗祭ノ古儀 應仁以後廢ス 新嘗祭ハ祈年
再興時代 神嘗祭再興 明治ノ新嘗祭

ノ恩ニ報イ給フナリ。新嘗祭ノ設。岩倉昭太政大臣ノ演説。神饌行立。

附 録

第一章 祈年祭

總説 祈年ノ班幣 賢所神殿ノ祈年祭 皇靈殿ノ祈年祭
祈年ノ語義 官國幣社ノ祈年祭 沿革起源。明治以前。

第二章 大 祓

總説 大祓ノ意義 大祓次第 節折起源。節折次第。祓ノ起源。崇尊ノ千座置月。
天種子命天罪國罪ヲ祓フ
六月十二月ノ大祓 大寶以後ノ制貞觀儀式ノ制。 清祓

維新以後ノ大祓 餘論 神事ヲ忽ニスベカラザル事。
法ト併行セシムベキ事。

◎皇室令

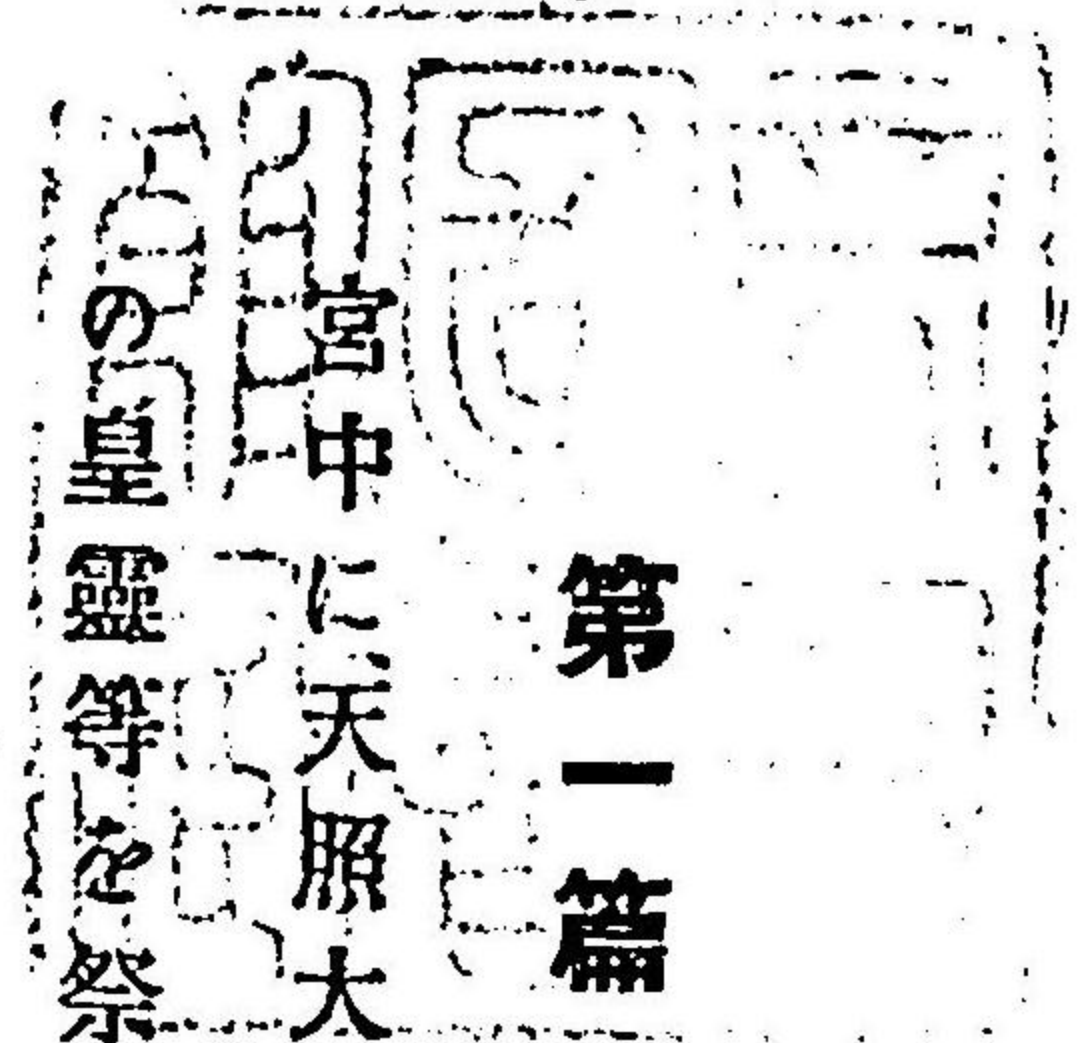
宮中三殿並に祝祭日解説目錄終

宮中三殿並に祝祭日解説

宮中三殿並に祝祭日解説

皇典講究所編纂

第一篇 三殿並に神樂舍



宮中に天照大神を始め奉りて、天神・地祇・八神及び、歴代の皇靈等を祭らせ給ふ所あり、賢所・皇靈殿・神殿是れなり。今、この三殿と、神樂舍との御由來等を説明すべし。

第一章 賢所

總 說 賢所。「かしこごころ」と申す。恐所・畏所・威所・尊所・貴所等、種

種の文字を用ゐたり。今、音讀して「けんしよ」とも申す。御名義は、倭訓栞谷川士に「かしこは惶の義也。よつて、中右記に畏所と書り。内侍所ともいふ。内侍の奉仕するをもて也」といへるが如し。宮城内なる、吹上御殿の辰己の方に在り、伊勢大神宮に擬して、神鏡を齋ひ奉らせたまふ所なり。

賢所ノ御祭典

毎年、正月三日の元始祭、十月十七日の神嘗祭には、天皇陛下、御親祭を行はせたまひ、紀元節・天長節・四方拜・祈年祭・新嘗祭等に、それごとく、御祭典を行はせられ、又、御拜あらせらる。又、毎月旬祭ごと、一日・十一日・二十一日の三回、御例祭

ありといふ。其の他、國家の大事ある時は、必ず、奉告祭を行はせたまひ、皇室の大婚、および、皇族の御婚儀等は、賢所の大前に於いて行はせられ、皇子の御誕生、御命名は、これを賢所に奉告し、五十日に至る時は、賢所に拜謁せらる。御例なり。又、官吏の命を奉じて海外に使し、並びに、命を了へて歸朝したる時は、必ず、賢所參拜を仰せ付けられ、又、年末には、文武百僚の總代を、賢所に召して、大祓の式に參列せしめ給ふ例なり。されは、賢所奉齋の事は、宮中の私事に非ずして、實に、國家の公事なりと申すべし。其の奉齋の御由

來以つて、知らずばあるべからざるなり。
御由來 今、其の御由來を按ずるに、往昔、天孫瓊杵尊の天降らせ
三種神器 たまふごきに、天照大神の授けさせたまひし三種神器は、

歴代傳承したまひて、神勅のまに、同床共殿にして齋
さまつらせたまひしを、崇神天皇に至りて、神威を瀆し奉
らむごきを恐みて、皇女豐鍬入姫命をして、八咫鏡と叢雲
鏡を、倭國笠縫邑に祀らしめたまひ、別に、石凝姥命の裔
をして、神鏡を模し造らしめ、天目一箇命の裔をして、神劍
を模し造らしめたまひて、天祖親授の八坂瓊曲玉と共に、

鏡劍ヲ
倭笠縫
邑ニ移
シ祀ル
模造鏡
劍

宮中に留めさせたまへり。

天祖親授
ノ鏡劍

伊勢大
神宮

天祖親授の鏡劍は、其の後、垂仁天皇の御世にいたり、皇
女倭姫命におほせて、伊勢國度會郡五十鈴川の上に遷
し奉らしめたまふ。これ、即ち、伊勢大神宮なり。其の後、叢
雲劍は、景行天皇の御世に、日本武尊之れを奉じて、東夷
を征し、その威徳によりて、野火の災を免れ、駿河の賊を
平げさせたまへり。此の縁によりて、草薙劍と申す。尊、歸
途、尾張國造建稻種命の家に留めさせたまひて、近江の
賊を討ちにご出で立たせたまひ、膽吹山にて、病を獲さ

尾張熱田宮

せ給ひ、遂に伊勢の能褒野にて薨じ給ひしかば、尾張國造より、朝廷に奏請して、神劍を尾張の國に齎き奉るごごとなりぬ。これ、即ち熱田神宮なり。されば、天祖親授の神器なる、八坂瓊曲玉は宮中に、八咫鏡は、天照大神の御形代として、伊勢神宮に、草薙劍は、尾張熱田宮に齎き祀られて、威靈儼然として、今猶古のごごくなるは、いごも尊き御事ならずや。

かくて、何れの御世よりか、宮中なる正殿の神器を、別殿に遷し奉るごごとなりぬ。

別殿奉代ノ時

按ずるに、宮中なる神器を、別殿に奉せしは、何れの御世なりしか、明らかならず。江家次第には、「内侍所者神鏡也、本與主上御同殿、中畧垂仁天皇世始御別殿。」と見え、禁秘御抄賢所の條にも、「垂仁天皇御宇始爲別殿、御温明殿。」と見え、公事根源にも、同様の文見えたり。されど、古事記、日本書紀等に所見なければ、確實ならず。且つ、温明殿の稱も、垂仁天皇の御世にあるべしともおぼえず。撰集抄西行法には、「内侍所をば、御誓の詞に任せて、あるじご同殿におはしましけり。崇神天皇御位の時、恐れをなし奉

らせ給ひて、別の殿にうつしたてまつりにけり。宇多の帝の御時より、温明殿にいらせ給へりけり。こ見えたり。宇多帝の御時より、温明殿にいらせ給へりこいへるは、さることながら、崇神天皇の御世より、別殿に奉安せりこいへる、なほ確證なし。恐らくは、天祖親授の鏡剣を、倭笠縫邑に遷し祀られしを、混同せるなるし。古今著聞集に、内侍所は、むかしは、清涼殿にさだめおかせまるらせられけるを、おのづから、ふれいのごともあらば、そのおそれ有へしとて、温明殿にうつされにけり。此事、いつれの御時のことにか、おぼつかなし。こいへ

る、なか／＼よろしかるべきか。

中古以來、これを温明殿に奉安し、後世、大内裏廢れて、里内裏となりてよりは、春興殿に遷し奉りぬ。

温明殿

温明殿の設け、何れの御世より始まりにけむ、決して、禁秘御抄、公事根源等に見ゆるが如く、崇神天皇の御世に始まれるにはあらざるべし。おもふに、必ず、支那交際の繁くなりて、彼の國の制度、風俗等を、模倣する世となりての後なるべし。桓武天皇の、大内裏を營ませたまふや、内裏に、十七殿、五舎を設けさせたまへる中に、綾綺殿こ

十
並びて、宣陽門の西、宣陽殿の北、昭陽舎の南に、温明殿ありき。拾芥抄に、綾綺殿の東七間四面と見えたり。恐らく奈良の京の内裏にもありけるなるべし。温明の名は漢書霍光傳に、光薨、上及皇太后親臨、光喪、賜金錢、繒絮、東園、温明。とあるなごより、神鏡を奉安せむが爲めに、別に設けられたる殿の名とせられたるなるべし。其の故は、七修續稿に、世之古鏡、多出北方古墓、人知而寶之、未知墓出故也。按漢書霍光傳、光之喪、賜東園、温明、服虔註、以東園爲出鏡之所、予恐温明鏡名也。といへるなごを考へ合せて、温明の字面の、鏡に縁あることを知らるべし。なほ、考ふ

るに、宇多天皇實錄、寛平二年正月の條に、祭神鏡于温明殿。所謂三種神器、其一也。象日神也。世内侍所御祭、自此始。と見えたるは、典據を示さゞれば、明らかならざれども、恐らくは、撰集抄などに據りたるものなるべく、未だ俄に信じがたし。温明殿の設け、既に、桓武天皇の御世に在りしすれば、宇多天皇以前、既に温明殿に祭られしにあらざるか。猶、後考を俟つ。

内侍所
温明殿を内侍所と申し、轉りては、神鏡をも内侍所と申し奉ることは、倭訓栞にも見えたるごとく、内侍の女官

守護し奉るによりてなり。内侍奉仕の縁由は、江家次第に、故院○白河被仰レ云、内侍所神鏡昔飛上欲上天、女官懸唐衣奉引留、是依此縁、女官所奉守護也。云々こ見えたるが如し。公事根源にも、同様の文あり。

神鏡火災
ニ罹ル

村上天皇の天徳四年九月廿三日をはじめ、内裏屢火災ありし際に、神鏡もまた火に罹らせたまへり。されど、天徳の焼亡には、調度焼損、其眞猶存、形質不變、甚爲神異。日本紀略に見えたれば、この時は、いさゝかも損ずる所なかりしに、一條天皇の寛弘二年十一月十五日の焼亡

の時には、焼損して失鏡形たる由、紀略並びに、小右記等に見えたり。此の後も、屢火にかゝらせ給ひたれども、改鑄せしめられず、唐櫃に納め奉りて、賢所に奉安せしめたまへり。

春興殿

春興殿は、朱器殿の西、宜陽殿の南にありて、もこ、武具を納められし所なり。神鏡を、こゝに遷させ給ひしは、何れの御世なりしか、詳かならず。名目抄殿舎に賢所春興殿本號也又内ごあり。又、二水記永正十七年八月の下にも、春興殿を内侍所とせる事見え、光臺一覽こにも、内侍所、今の御殿

は假殿也。略○中大内裏すたれて後は温明殿も無之候間、
今のは假殿にて、温明殿の代なり。と見えたり。名目抄は、
洞院實瀨の著なれば、足利時代の初めには、勿論、春興殿
に奉安せられしなり。

明治以後
ノ沿革

かくて、明治二年三月、都を東京に遷させたまふや、舊皇居
に遷座し奉り、明治四年九月十四日、詔して、新に、神殿を、宮
中山里の御内庭に作り、賢所と皇靈とを、宮中に安んじ奉
りしを、六年五月、皇居炎上に由り、赤阪假皇居に遷らせたまふ。二十二年、皇居御造營成りて、今の皇居に遷幸あらせ

られてより、宮中に遷し奉りて、今の賢所に奉安せらるゝ
ことゝなりぬ。

明治四年
九月
ノ詔

明治四年九月十四日、皇靈を賢所に移し、御同殿となし
給はむとせさせたまへる詔に曰はく、

朕恭ク惟ルニ神器ハ天祖威靈ノ憑ル所歴世聖皇ノ
奉シテ以テ天職ヲ治メ給フ所ノ者ナリ今ヤ朕不逮
ヲ以テ復古ノ運ニ際シ忝ク鴻緒ヲ承ク新ニ神殿ヲ
造リ神器ト列聖ノ皇靈ヲ茲ニ奉安シ仰テ以テ萬機
ノ政ヲ視ムト欲ス爾群卿百僚其レ斯旨ヲ體セヨ

遷座ノ
命時ノ宣

十六

又、同月十三日、いよく遷座し奉りし時の宣命には、左の如く仰せられたり。宣命使は大政大臣三條實美なりき。

天皇等ノ大御靈ヲ前年此神床ニ座セ奉リテヨリ天皇大御自カラ祭ラセ給ヒ齋キ給ヒ官々怠ルコトナク過ツコトナク仕へ奉ラシメ給フ物カラ古ノ則ノ任ニ改メ正シ厚ク尊ミ親シク祭ラセ給フトシテ今年ノ九月ノ今日ノ生日ノ足日ニ大朝廷ノ内ニ座ス天津璽ノ神寶ノ全シ神床ニ座奉ラムカ爲ニ云々されば、この時は、賢所に、歴代の皇靈をも合せ祀らしめ

たまひしが、宮城御造營の時、皇靈殿並びに神殿を、賢所の左右、即ち、東西に建てさせたまひて、別々に齋き奉らせ給ふ事となりぬ。皇靈殿は西、神殿は東にありとぞ。

臣民參拜ノ事

臣民に、賢所の參拜を許されたる例は、惟房公記、天文十一年三月一日壬午の條に、「早且行水如例。雨儀依ナレニ不レ合期、内侍所、月詣懈怠」の文あり。百一錄にも、「寶永七年十二月十七日節分、市中輩、内侍所參詣、當年停止」○これは、東山天の文あれば、いつの頃よりか、臣民にも參拜を許されたる事知らる。おもふに、應仁以降、皇室式微にして、内

十七

裏の垣牆破壊し、三條橋上より、内侍所の御燈を拜する
 ことを得るに至り、紫宸殿前なる、左近櫻樹の下に、市人
 茶店を設けて、煎茶を賣るごいふが如き様となりて、お
 のづから、市民の内侍所のあたりまで立ち入りて、參拜
 せしが例となりて、徳川時代には、一般の市民にも參拜
 を許されしものか。いごもかしこき事にこそ。

第二章 皇靈殿

總説 皇靈殿(くわうれいでん)は、神武天皇を始め奉りて、御歴代
 の皇靈、並びに、皇后、皇妃、皇親の御靈を鎮齋し給へる所に
 して、賢所の西に在り。神武天皇以前の皇祖、皇宗の、これに
 與らせたまはぬは、特に官祭あらせらるゝ故なり。さて、皇
 靈を奉祀することは、上古以來これあり。雖も、特に皇靈
 殿を設けて祭らせたまふことは、明治以後のことなり。明
 皇靈殿ノ
 起源沿革

治二年六月二十八日、今上天皇陛下、御親ら、百官、羣臣を
 率ゐさせ給ひて、神祇官に行幸せさせ給ひて、天神、地祇、及

び、歴朝の皇靈を御親祭あらせられ、祭政一致の叡旨を以つて、國是の大基礎を定められしことを告げ奉り、遂に、神祇官中に、神殿を建てさせたまひ、全年十二月十七日を以つて、八神及び、天神・地祇と共に、歴朝の皇靈を、此の神殿に祭らせ給ふ。これ、今日の皇靈殿の起源なり。翌明治三年正月三日、此の神殿の御前に於いて、祭典を行はせられ、明治四年九月十四日に至り、皇靈をば、宮中なる賢所に遷座し奉る。明治六年五月、皇居炎上ありしに由りて、赤坂假皇居に遷らせたまひ、明治十年には、歴朝の皇靈の外に、更に、皇

后、皇妃、皇親の靈をも、皇靈殿に合祭し、明治十八年には、後に尊號を上れる天皇の靈をも、合祭せしめ給ふ。かくて、明治二十二年、皇居御造營成りて、今の宮城に遷幸せさせ給ふに及びて、皇靈殿も、従うて、今の賢所の西殿に遷らせたまふこととなりぬるなり。

皇靈殿ノ
御祭典

元始祭・孝明天皇祭・紀元節・春秋二季皇靈祭・神武天皇祭・仁孝天皇祭等には、御親祭あらせられ、天長節・新嘗祭其の他には、御祭典あり、御拜あらせらるゝ御例なりとぞ。これ、みな、報本反始の大孝を申へさせたまふ所以にして、仰ぎ尊

むへき御事なり。

第三章 神 殿

總 説 神殿(しんでん) 古へは八神殿と稱して、單に八神を齋ひ奉りしを、今は、八神及び、天神地祇を合はせ祭り給ふ所に、して、賢所の東に在り。八神とは、延喜式九神祇に見えたる、御巫祭神かむりこまつりかみ八座にして、神産日神かみうぶひ高御産日神たかみうぶひ玉積産日神たまつみうぶひ生産日神うぶひ足産日神あしうぶひ大宮賣神おほみやうり御食津神みけつ事代主神ことしろぬしの八柱をいふ。此の八神は、祈年祭の祝詞にも見えて、天皇の御身の守護のため、に、齋ひ奉り給ふ神なり。

祈年祭祝詞

祈年祭の祝詞には、大御巫能辞竟奉皇神等能前爾白久

神魂高御魂生魂足魂玉留魂大宮乃賣大御膳都神辞代
 主登御名者白而辞竟奉者皇御孫命御世乎手長御世登
 堅磐爾常磐爾齋比奉茂御世爾幸閉奉故皇吾陸神漏伎
 命神漏彌命登皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辞竟奉久登
 宣こ見えたり。神産日神高御産日神は、天地萬物を造り
 たまへる神なり。ムスは産にて、ヒは靈なり。萬物を造り
 たまふ、奇妙の靈徳をいふ。日は借字なり。カム・タカ、共に
 尊みていふことばなり。玉積産日神は、靈魂の浮れゆく
 を留め、身體に鎮むることばを主る神。タマは靈にて、ツメ

八神の御名義

はトメ(留)に通ふことば、産日は前にいへるが如し。玉積
 は、固より借字なり。生産日神は活動を主り、足産日神は
 豐滿を主り、大宮賣神は天鈿女命の別名にて、心和樂し
 て憂苦なく、靈魂を平らかに、身體を安からしむる神な
 り。御食津神は食物を主り、事代主神は皇室守護の神な
 り。コトシロは言の信なり。即ち、この神は、大國主命の御
 子にましまして、天神の勅命に、違ひ背きまをさじごち
 かひたまひし、言の信を立てむご、其の乗りたまへる船
 を踏み傾けて、青柴垣にかくり坐せるゆゑに、事代主こ

は申すなり。

八神奉齋
革ノ起源沿

起源極
シメテ遠

明治以
前ノ沿革

日本書紀に、高皇產靈尊因勅曰、吾則起樹天津神籬。天津磐境當爲吾孫奉齋矣。汝天兒屋命、太玉命、宜持天津神籬降於葦原中國、亦爲吾孫奉齋焉。とある。天津神籬は、即ち八座の神位にして、磐境は神位を奉安する處なりといへば、古事記傳に、かの神籬磐境は、後に神祇官西院に八柱神を祭賜ふ濫觴なりと、或人の云るぞ宜き。其は古語拾遺、神武天皇段に、爰仰從皇天二祖之詔、建樹神籬、所謂高皇產靈神皇產靈魂留產靈生產靈足產靈大宮賣神事代主神御膳神已上、今御巫所奉齋也云々とある。從皇天二祖之詔は、正しくかの神代卷なる詔を云り。その起源、極めて遠しといふべし。往古は、中臣齋部の二氏、其の祭法を傳へ來しを、中世以降、神祇官の西

八神

院に齋ひ奉り、これを八神殿と稱せり。後世、皇室の衰へさ

せたまふと共に、諸司百官、大概空名となり、神祇官の如き

も、たゞ衰へに衰へ行きて、正親町天皇の頃には、既に、官舎

は無くなり、にけるなるべし。伯家されば、八神殿の如きは、部類

ト部氏、私に、京都吉田村神樂岡に奉齋して、宗源殿と號した

神祇官代

りしが、天正十八年に至りて、勅許ありて、神祇官代と稱し、

八神の御神體は、白川神祇伯邸内に鎮祭し、皇室より、内々

御手許金を賜はりて、宮垣を修覆し來れるを、同家の臣白

井帶刀、御神體を盗み、一條兼香に贈りしが、其の子道香、之

れを伯家に返され、寶曆元年十一月十一日、八神殿再興あり、明治四年九月、神祇省より、右の八神殿を、當省神殿へ遷座せらるゝ旨仰出され、同年十二月十五日、神祇省より、伯家鎮座の八神を、東遷し奉るに依りて、右請取りの爲め、門脇神祇少輔を差遣はさるゝ旨を、白川大掌典資訓へ達せられ、御神體を、東京神殿に奉迎せり。伯家の功勞、大なりと謂ふへし。かくて、明治中興の初め、大寶の制に復して、神祇官を置かれ、明治二年六月二十八日、神祇官に行幸あり、天神地祇及び皇靈を御親祭あらせられ、祭政一致の國是を

明治以後ノ沿革

神祇官再興

皇靈ニ祭ル神祇

天神地祇及八神並に賢所ニ奉安スルノ八神殿ノ稱ヲ廢ス

定めらるゝ由を告げ奉り、同年十二月十七日を以つて、八神及び天神地祇と共に、歷朝の皇靈をも、此の神殿に鎮祭せられたれども、同四年八月八日、神祇官を神祇省と改め、太政官の下に列せられ、同五年には、神祇省廢せられたるを以つて、八神及び天神地祇を、宮中に遷し奉りて、假りに賢所に奉安せられ、同年十一月廿七日、從來、天神地祇と八神とは兩座に祭られしを、合祀せられ、同時に、八神殿の稱を廢して、更に神殿と稱せらるゝ事となりぬ。かくて、明治六年、皇居炎上の際、賢所の、赤坂假皇居に遷らせ給ふと

今日ノ
神殿ノ

時に、神殿も、赤坂假皇居に遷らせ給ふ。かくて、明治廿二年、
皇居を今の宮城に遷させ給ふに由り、賢所も宮中に遷ら
せ給ひ、神殿も、また、その東殿に遷らせたまふ。これ、即ち、今
日の神殿なり。

神殿ノ御
祭典ノ

一月一日には、天皇陛下、賢所、並びに、皇靈殿と同じく神
殿を拜し給ひ、一月三日の元始祭、春秋二季の皇靈祭等に
は、御親祭の典を擧げ給ひ、天長節、新嘗祭、祈年祭等にも、御
祭典を行はせられ、御拜あらせらるゝ等、賢所、皇靈殿と同
じく尊崇せさせ給ふ。これ、偏に、陛下の、國風を重んぜさ

せ給うて、神祇を崇敬したまふ、有りがたき思召なれば、國
民たるもの、宜しく、この大御心を體し奉るべきなり。

第四章 神樂舍

總說

神樂舍(かぐらしや) 三殿の御祭日に、御神樂又は、東遊を行はせ給ふ所なり。六月十二月の大祓も、こゝにて行はせらるるぞ。古へは、内侍所御神樂と稱して、別に殿舎の設けなく、温明殿の庭上にて行はせられしが、今は、賢所の前庭に、別に設けられたり。

内侍所ノ御神樂起源

内侍所の御神樂の事は、禁秘御抄賢所の條に、自一條院御時、十二月有御神樂。但、多、隔年行之。近代、毎年有之。新所之時、或被行之。又有臨時御神樂例云々。と見えたるにて、其の大略を知るべし。江家次第中右記公事。されど、其の年を記さず。根源等にも見えたり。

白河院以後毎年有御神樂

るを、一代要記一條に據れば、長保四年五月五日、内侍所、御神樂始行。と見えたり。爾來、隔年に行はれ來りしを、白河院の承保年中より、毎年十二月吉日を撰びて行はるゝ事になりたる由、中右記、歷代皇紀、皇年代略記、年中行事秘抄、公事根源等に見えたり。なほ、恒例の外に、臨時の御神樂ありける由は、禁秘御抄にも見えたるが如し。されど、皇室の式微と共に、恒例の儀式も、多くは廢絶に歸したれば、内侍所の御神樂も、或は行はれ、或は行はれぬことありける由は、惟房公記、天文十一年三月十一日壬午の條に、今夜内侍

足利時ニハ行ハレヌ事モアリキ

所、御神樂也。去年、惣用之儀不相調之間、至當年延引也。と見えたるにても、略察せらるべし。

明治ノ世

かくて、明治の御世になりては、三殿の御前に、神樂舎を設けたまひて、孝明天皇御例祭、紀元節等には、御神樂を行はせられ、神武天皇御例祭、春秋二季皇靈祭等には、東遊を行はせらるゝ御例なりといふ。

「カグラ」
「カミアソビ」
ノ
ソ
ビ
ノ
辨

神樂を、今は、専ら、カグラと訓めども、古くは、カミアソビといへり。其の説は、橘守部の神樂入綾に、賀茂氏の神樂歌考云、神樂の二字、かみあそびと唱ふべし。是れをかく

らこ云は、かんらくこ云文字音より出たるなり。樂をらくの音によふは、太平樂・五常樂等の類也。今按に、此説の如し。此外に云ることは、わろかり、(中畧)今此神あそびこ云も、樂しきわざして、神の御心をなだめ奉るより云て、管絃は、其中にこもるにこそあれ。管絃をあそびこ云故に、然か唱ふるにあらず。云々上いへり。されど、伴信友の迦具良考には、古書に、神樂と書たるを、カミアソビと訓へきよし、古今集に、かみあそびのうたとあるに據りて、縣居翁・鈴屋翁の、既に委しく辨へ説はれたるは、まこ

とにさる事にて、古意をもてよまば、しか云ふべきことわりながら、古より、神樂と書て、カグラといへる成語も、證ありてきこゆるを、今試に論はむとす。といひて、諸書を引證せられたり。比古婆衣十九の卷に見ゆ説長ければ略す。されば、カグラといふことも、古きことにて、決してあしきにあらず。

源神樂ノ起

神樂は、上古より以來、神祇を祭る舞樂をいふ稱にて、天照大神の、素戔鳴尊の暴横によりて、天石窟あめのいほやに籠らせたまひし時、八百萬神、愁ひ迷ひて、石窟戸いほやどの前にて、種々の所業をして、禱ねがぎ奉る時に、天鈿女命の、天香山あめのかみやまの天之日

影を禪ぜんに繋つなげて、天之眞まこと拆ちをかきとして、天香山のこ竹葉はをた手草くさに結むすひて、覆槽ふくそう伏ふせて、踏ふみ轟とどかして、歌うたひ舞まひたる古事を基もととして、和琴和笛等の樂器に合あせて、古く傳へたる歌謠をうたひ、又舞まひけるなり。さて、内侍所の御神樂の次第は、庭上の左右に、本方末方の座を分わかち、左方をとし、右方を末とす。歌人、音頭の人、笏を末とす。和琴横笛筆築等、所役の人列座す。人長にんぢやうと稱して、冠袍を著け、裾を曳き、太刀を帯おびたる者、必、近衛府の官人の所役とす。出いて、鳴な高たかし、御火ごひ白く献たげなごいひて、自みづか己かの姓名を稱し、此を名對面と云ふ。琴笛筆築の召人、并、歌人等を、

内侍所御神樂次第

各別に召出よちて、其能を試み了しまして、取物とりものの神樂を始はむ。韓神かんじん了しまして、人長起にんぢやうて舞まふ。酒一巡の後、才男さいなんを召よされ、了しまして、狹居さやま張ぢやう歌うたをはじむ。其駒了しまして、人長起にんぢやうて舞まふ。了しまして、人長及にんぢやうび召よ人に、祿を賜たまふ。當夜は、主上、温明殿に渡御ありて、御拜あり、并に、觀樂の御座に就つき賜たまふ。こ、歌舞音樂略史に、古本神樂譜、江家次第を引ひきていへるが如し。なほ、方今の行事は、明治年中行事に詳かにして、神前の供物等は、宮中儀式略に詳かなり。就つきて見るべし。

東遊

東遊あづまあそび 又、東舞あづままひともいへり。こ

起源

れは、本、東國の風俗に合はするが故に、かく名づけたり。
 三代實錄五貞觀三年三月十四日、東大寺の大佛供養の
 條に、近衛壯齒者廿人東舞。といへるぞ、物に見えたる始
 めなるべき。次には、宇多天皇始めて、十一月の賀茂臨時
 祭を起させ給ひし時、此の舞を用ゐられたり。其の後、朱
 雀天皇の天慶五年四月、將門純友が逆亂の賽報として、
 石清水の臨時祭を創めさせ給ひし時にも、東遊を用ゐ
 られてより、兩社臨時祭の常儀となり、爾來、此の舞は、神
 事にのみ行ふ如く成り來れり。歌舞略史今行はせらるゝ

現今ノ東遊

東遊は、舞人(雅樂師)六人、皆小忌衣。袍の上に著るものにて、白布の青摺にして、形は狩衣に似、被の中央に、紙捻をつけ、右の肩に、赤紐二條をつけたるもの。を著、櫻こ山吹この挿頭花を挿し、和琴(雅樂師一人)拍子(同一人)笛(同一人)篳篥(同一人)附歌(同三人)琴持(同二人)等の雅樂に合はせて、一歌二歌・駿河歌・求子歌・大比禮等の曲を舞ふものなりとぞ。

第二篇 大祭祝日

明治六年、五節句を廢して、天長節・紀元節等を祝日と定められてより、次々に定められたる、大祭祝日少からず。今、其の起原沿革、並びに、宮中に於ける、御祭典の御次第等を説明すべし。

第一章 新年

新年宮中に於いて行はせらるる新年式には、四方拜・朝賀・元始祭・政始新年宴會等あり。これらの儀式、古へは、多く元日に

行はせられたれど、今は、一月一日より、五日に亘りて行はせらるゝなり。今、其の御次第、並びに、沿革等を説明すべし。

第一節 四方拜

總説

一月一日、時刻に、時刻は、一定せられず、時々、官報にて發表せらる。大概早旦と知るべし。天皇陛下、

天地四方山陵を拜し給ひて、年災を禳ひ、寶祚をも祈らせたまふゆゑに、四方拜と申す。この日、早旦、宮内省の官員承りて、神嘉殿の南庭に幄舎を設け、其の内に簀薦を敷き、御屏風二雙を立て廻らし、其の中に御座を設け、燈臺二基を供へさせらる。陛下には、前夜より御潔齋あらせられ、當

朝、時刻に至りて、出御あらせらる。先づ、賢所の便殿に於いて、御束帶を召させられ、それより、設けの座に進ませたまひて、御拜あらせらるゝなり。

四方拜ノ名義

四方拜の稱は、四方を拜し給ふ義に取りたるなれども、單に、四方を拜し給ふのみにはあらで、伊勢神宮を始め奉り、天神地祇、四方の諸神社、及び、山陵をも拜し給ふなり。なほ、これを詳にすれば、先づ、伊勢皇太神宮、豐受神宮を拜し、次ぎに、天神地祇を拜し、又、神武天皇の御陵、及び、孝明天皇の御陵を拜し、其の他、四方の神社、即ち、氷川神

社・武藏國の一宮にして、宮城の産土神なり。下・上賀茂神社京都の産土神男山八幡宮

鹿島は武甕槌命香取は經津主命共鹿島香取の兩神宮鹿島は天孫降臨の大業を助け奉りし神

等を拜し、又、其の他の山陵を拜し給ふなり。かくて後、賢

所、皇靈殿神殿を拜し給ひ、畢りて、入御あらせ給ふ。

神嘉殿

神嘉殿じんかてんは、もと中和院の一部なり。中和院は、

又、略して中院ともいふ。眞言院の東、内裏の西隣に在り。

神嘉殿は、即ち、其の正殿にして、神じん今食こんじき新嘗祭なごに、

神嘉殿ス

天皇御親祭を行はせらるゝ所なり。後世、神嘉殿なかり

し時は、新嘗祭等をも、紫宸殿にて行はせられたるこゝ

神嘉殿ノ再興

もありき。後櫻町天皇元文五年十一月の新嘗祭は紫宸殿にて行はれたりき。光格天皇の寛政三

年に至りて、神嘉殿を再興せられて、舊例に復せられた

り。明治の御世となりて、東京遷都の後、同五年に至り

て、山里の御内庭に、神嘉殿を御造營あらせられしが、皇

居炎上の後、暫くこれなかりしを、明治二十二年、今の

皇居に御還幸あらせられて、後は、三殿賢所神殿皇靈殿の西の

方に、神嘉殿をも御造營あらせられ、舊儀の如く、新嘗祭

等の御親祭を行はせられ、又、近年は、前述の如く、四方拜

等も、其の南庭に於いて行はせらるゝ事となりぬ。

かくて、四方拜畢りて、入御の後、晴の御膳を聞召し給ひ、定刻より、正殿に出御まし、て、親王以下諸臣の拜賀を受けさせたまふ。

四方拜ノ起源諸説

抑、四方拜の儀は、何れの御代より始まれるといふこと、詳ならず。或は、崇神天皇の三年に始まるといひ、或は、垂仁天皇の十一年に始まるといひ、又宇多天皇の寛平年中に始まるといへど、いづれも確實ならず。但し、宇多天皇御記に、
仁和五年元寛平正月元日寅の刻、天地四方山陵を拜し給ひしこと見ゆれば、當時既に、四方拜の御儀式ありけること

こは、疑ひなし。

四季物語ノ説

弘安禮節ノ説

本朝通鑑ノ説

崇神天皇の三年に始まるといふは、鴨長明の四季物語の説なれども、此の書は、近代の偽書なれば、據り難し。垂仁天皇の十一年に始まるといふは、異本弘安禮節に、大和比咩世記を引きていへる説なれど、倭姫命世記は、信偽混淆の書なれば、これ、また、確證こはなし。難し。宇多天皇寛平年中より始まるといふは、本朝通鑑にも、寛平元年春正月朔寅刻、天皇拜、天地四方、唱、屬星名、拜、山陵。先是、雖有四方拜事、而至是稍詳。自此後大抵以爲定例。こあれ

と、その典據を記さず。宇多天皇御記に、據りたるものか。且、此の文にては、宇多天皇以前に、四方拜のありける證とはなれど、濫觴とはいふべからず。公事根源四方拜の條に、「この事、いつはしまるごも見えす。仁和五年正月寅の刻に、天地四方、星・山陵を拜し給ふよし、宇多の御門の御記に載せられたれども、濫觴とは見えす。又、皇極天皇、雨を祈りたまふとて、南淵の河上に行幸ありて、四方を拜し給ひければ、雨五日まで降りけるよし、日本紀に載せられたれば、これなどをや、はじめごも申すべからん。」と見えたるは、さ

公事根源ノ説

る事ながら、皇極天皇の雨を祈らせたまひしは、元年八月朔日のことにて、一月一日の四方拜の起源とはいふべからざらむ。さはいへ、當時、既に、天地四方を拜して、年災を禳ひたまふやうの習慣の行はれたることの證には、なりぬべし。按ふに、四方拜の儀の如きも、支那風の漸く行はれたる時に於いて、始まりしものなるべし。

沿革

古代に在りては、上御一人の行はせたまふのみならず、仙洞御所は申すまでもなく、攝關大臣家を始め、庶人に至るまで、其の分に應じて、各、この儀を行ひたるものにて、江家

次第等の書に、其の儀式作法を載せたり。然るに、近世に至りては、士庶人の間には絶えて、稀に、京都の或家などには行はれしよしなるを、ひこり、朝廷に於いてのみ行はせらるゝ、重き御儀式となり、維新前には、清涼殿の東階の前なる、御庭に於いてこれを行はせたまひ、東京遷都の後、宮中賢所の前庭なる、神樂舎に於いて行はせたまひ、今の皇居明治二十二年新築落成して遷御したまふとなりて後は、神嘉殿の前庭にて行はせらるゝこと、前に述べたるが如し。

足利時代
ノ四方拜

足利時代に於ける御儀式の有り様は、四方拜といふ事

は、元正の寅の刻に、皇すくも、屬星しよくせいをこなへ、天地四方山陵を拜し給ひて、年災をも拂ひ、寶祚をも祈り申さるゝ儀にて侍るにや。清涼殿の東階の前砌の外に、御屏風を建てめぐらし、その中に、御座三所をまうけ、その前に、白木の机をおきて、香華燈などをなへ、此所にして、御拜の儀式あり。昔は、殿上の侍臣なども、四方拜をばしけるにや。近比は、○足利時代をいふ内裏、仙洞、攝關、大臣家などの外は、さる事もなきなり。云々と、公事根源に見えたるにて知るべし。

屬星ノ事

屬星とは、北斗の七星の事にて、江家次第に、子年貪狼星

神字司命 丑亥年巨門星字貞寅 戌年祿存星字會子 卯酉年文

曲星字微 辰申年廉貞星字衛不 己未年武曲星字寬 大午

年破軍星字持大 景子 見えたり。なほ、江家次第に見えたる、

庶人の儀は、左の如し。

庶人儀卯時前庭敷座云々

北向拜屬星向乾拜天向坤拜地。

次四方次大將軍天一・太白。以上再拜。次氏神・竈神。可レ加レ先聖先師墳墓。又説曰、先聖先師不可用、文學志人可拜之。

後世庶人の儀は廢れたれども、歳首に、歳徳神を拜し、又は吉方詣なごいひて、民間に行はるゝは、屬星を拜する儀の遺風ともいふべくや。



参考 四方拜次第官報

午前第四時宮内省官員御裝飾ヲ奉仕ス(神嘉殿南庭ニ豫テ屋ヲ設ケ其儀豫設ノ屋ノ中央ニ簀薦ヲ敷キ御屏風ニ雙ヲ立回シ中ニ御座ヲ設ケ燈臺ニ基ヲ供ス

同第五時三十分

出御

御手水御劍御裾御草鞋御笏等侍從奉仕ス

第二節 朝賀

總 說 朝賀は、古へは「みかごをがみ」と訓じ、又、音讀して「てうが」と

いふ。歳首に、天皇、群臣の賀を受け給ふ儀にして、朝拜、又、

一日ノ朝賀 拜賀とも稱す。其の儀、一月一日、午前時刻に、兩陛下、鳳凰

之間に出御あらせられ、親王、王、同妃各殿下、宮内省親任官、
公爵、從一位、勳一等、一等官、侯爵、正二位、二等官、同夫人、並び
に、奏任官の拜賀を受けさせらる。畢りて、親王以下各員を

從へさせられ、正殿に出御あらせらる。正殿には、右に 天
皇陛下の玉座あり。左に 皇后陛下の御座あり。右には、親
王、王殿下を始め奉り、侍從武官長、侍從武官、近衛佐官、
宮内大臣侍從長、式部長、式部次長等整列し、左の方には、妃
殿下を始め奉り、典侍、女御、皇后宮大夫、皇后宮亮等整列す。
かくて、大勳位、親任官、公爵、從一位、勳一等、一等官、侯爵、正二
位、二等官、躰香間祇候、錦鷄間祇候、同夫人、准勅任、雇外國人、
同夫人の拜賀を受けさせられ、次に、神佛各宗派、管長、三
等官の拜賀、次に、奏任待遇者の參賀、次に、各國公使、公

使館員・同夫人の拜賀、勳三等以上外國人・同夫人の拜賀、准奏任雇外國人、並びに、勳四等以下、勳六等以上外國人の拜賀を受けさせらる。されば、當日、天皇陛下には、早朝、四方拜を行はせらるゝより、百官の拜賀を受けて、入御あらせらるゝまで、殆んど、終日御休憩の御暇あらせられぬまでに、御勤勞を厭はせられぬ大御心のほど、いごもかしこき事ならずや。

二日ノ朝賀

かくて、二日にも、午前時刻に、正殿に出御ましまして、伯爵・從二位・勳二等・子爵・正從三位・勳三等・男爵・正從四位・同夫人

の拜賀、次ぎに、四等官・五等官の拜賀、次ぎに、貴族院衆議院正副議長及び議員、六等官以下九等官以上、奏任待遇の神職、非役正五位以下從六位以上、同勳六等以上、門跡寺院の住職の列立拜賀あり。貴族院衆議院正副議長及び議員は、西溜之間に整列す。六等官、陸海軍將校、同相當官より寺院住職に至るまで、禮装したる千百の文武官が、宮殿に列立せる中間を、兩陛下通御あらせられて、同時に拜賀を受けさせ給ふ。此の外、非役正七位以下、同勳七等以下は、參内して祝賀を申上ぐべき定めなり。又、在地方の高等官、並び

に、有爵・有位・有勳者は、賀表を奉るべき定めなり。

源朝賀ノ起

抑、歳始めに、天皇を拜み奉る儀式は、何時の頃より始まれるか。公事根源に、神武天皇元年正月一日、橿原宮を建て、始めて位に即かせ給けるとき、宇摩志摩治命天瑞を奏せらるゝよし、日本紀に見えたり。これなどをや、始めども申へき。とあれど、此の事、日本紀には見えず。舊事紀に見えたる、御即位の儀の、やゝ似たる事あるを、かくいへるなるべく、確説とはいひがたし。その、正史に見えたるは、孝徳天皇紀に、「大化二年春正月甲子朔、賀正禮畢。」とあるが始めな

るべし。公事根源にも、是ぞ、誠の朝拜とは申すべからむ。といへり。されど、大化以前にも、既に元日の儀式有りし事は、推古天皇紀に、「十一年十二月壬申、始行冠位。云々唯元日著警華。」と見えたるにても知るべく、従つて、新しき歳の始めに、天皇を拜み奉る儀の、上古よりありしものなる事を、想像すべきなり。かくて、文武天皇以後は、其の儀も大いに整ひ、歴世、大極殿に於いてこれを行はれたりしを、一條天皇の正暦四年以後は、此の儀の行はれたる事、所見なく、たゞ、延喜以前より、何時と定かに清涼殿の東庭にて、關白大臣以

下、殿上の侍臣のみ拜禮あるを、小朝拜と稱して、明治以前まで、絶えず行はれたりき。

小朝拜

小朝拜といふは、公事根源に、朝拜を略するによりて、小朝拜とは申にや。されば、朝賀有る年は行はれざる事なんかし。見えたるに、詳しからず。小野宮年中行事、小朝拜の條に、「若有朝賀之時、還宮之後、亦有此事。」と見え、公事根源階梯にも、「朝賀畢、還御於御殿、有小朝拜也。先例多如。此。」とあれば、古へは、朝賀と小朝拜と、併び行はれたるが如し。

外國使臣朝賀ノ例

朝賀に、今は、外國使臣をも延見し給ふ事、前に述べたるが如し。但し、此の事、古へもありけるなり。持統天皇紀に、「三年春正月甲寅朔、天皇朝萬國于前庭。」と見えたる、その一例なり。弘仁の内裏式にも群官客徒等再拜とも若有蕃客者云々なども見えたり

弘仁内裏式ノ朝賀次第

今、朝儀の最も盛に行はれし、嵯峨天皇時代の、元正朝賀の式の大略を、弘仁内裏式に據りて記したる、小中村博士の文を掲げて、古今を對照する便とすべし。
當日、大極殿に高御座を設け、又、皇后の御座を、其の東幔の後に設く。龍尾道上には、中央に銅鳥幢、東に日像幢、朱雀、青

龍旗西に月像幢・白虎立武旗を樹て列ね、近衛・兵衛の武官、階下に陣列し、外辨の鼓を槌てば、諸門皆開く。召鼓を槌てば、群臣參入し、各庭上に設けたる版位に就きて列立す。天皇、後房の小安殿こあんどうより、高座たかくらに入らせ給ひ、椅子に著御まします。皇后亦、高座に就き給ふ。殿下に鉦を撃てば、執翳しやくおの女孀十八人、左右より進みて、高御座の帳前に至り、翳を以て、御帳の上方を掩ふ。此れ、宸儀を輒く顯はすまじき爲也。次に、褰帳の命婦二人、御前に進み、御帳を褰く。執翳の女孀、次を以て退けば、宸儀始て見はれ給ふ。武官警を稱し、群臣警

折す。腰をか、主殿圖書各二人、東西より出て、庭上に設けたる爐に就て、香を焼く。皇太子、御座前に跪き、新年の賀詞を述べ給ひ、階を下りて再拜し給ふ。次で、侍従を以て、新年の宣命を宣らせ給ふにより、皇太子、更に、稱唯再拜、舞踏再拜ありて、幄に入り給ふ。典儀再拜と稱し、替者承傳すれば、庭上に列立せる王公百官、再拜す。次に、奏賀者一人、列を離れ、進みて、新年に拜禮する旨を申奏し、位に復すれば、羣臣、蕃使等、再拜す。又、奏瑞者一人、進みて、昨年、嘉瑞靈龜白雉慶雲の類を云ふを、諸國司より上奏したる事どもを申奏す。次に、宣命使、庭

中の版に就きて、親王、諸王、百官人、及諸百姓人民一般に、新年の新月の新日に、萬福を平らけく長く受けよとの詔旨を宣れば、王公百官共に、稱唯再拜、舞踏再拜す。武官各立て、旆を振り、萬歳と稱す。其聲調と式に注したれば、直ちに萬歳とは謂はざるなり。典儀再拜と稱し、賛者承傳すれば、群臣又再拜す。次に、侍從、御前に進み、跪き、高聲にて禮畢と稱す。殿下に鉦を撃てば、命婦、女孺、左右より御前に進み、翳を奉じ帳を垂る。天皇、皇后、後房に歸り給ひ、殿下にて退鼓を槌てば、群臣退出し、諸衛の武官、鉦を撃て陣を解く。是れ、此禮式の要略なり。以上

第三節 元始祭

總説 元始祭は、一月三日、宮中賢所、皇靈殿、神殿の三前に於いて、御親祭を行はせたまひ、皇位の元始を祝し、報本反始の誠を致させたまふなり。故に、元始祭と申すことぞ。

元始ノ名義 元始といふ御名は、古事記の序文に、元始綿邈、賴先聖而祭生神立人之世とあるによらせられたるものなりといふ。

神社祭式に、元始祭、三日此日、宮中ニ於テ、賢所並天神、地祇、御歴代皇靈ヲ、御親祭アラセラル。是、天津日嗣ノ本始

ヲ祝シテ、歳首ニ祀リ給フ義ナルヲ以テ、元始祭と稱ス。
と見えたるにて、御名義を知るべし。

第御祭典次

其の御祭典の次第は、當日、午前時刻に、三殿の御裝飾を仕
へ奉り、大眞賢木を御門の左右に建つること、常の如くし、
次ぎに、宮内省の官員著床。次ぎに、三殿の開扉をなし奉る。
この間、音楽を奏す。次ぎに、神饌、および御幣物を供へ奉ら
せ給ふ。この間も、音楽を奏す。かくて、陛下には、豫ねて御
潔齋遊ばせられ、時刻に至りて、出御あらせられ、先づ、賢所
の便殿に於いて、御束帶を召させられ、御手水の儀等あり

て、それより、賢所の御前に進ませ給ふ。掌典長は、御先導を
なし奉り、侍従は、御裾、又は、御劍、御笏を捧げて、隨從し奉る。
これより、御幌の中に入らせたまひて、御玉串たまぐしを奉り、御拜
ありて、御告文を奏せさせ給ひ、御鈴の儀あり。畢りて、皇靈
殿の御前に進ませたまひ、次ぎに、神殿の御前に進ませた
まふ。其の御儀、略、賢所の御前に異なる事なけれど、たゞ、御
鈴の儀はなしと承る。すべて、九重雲深くして、委しき御事
は、草莽の伺ひ奉るべきに非ず。かくて、御拜畢りて、入御あ
らせたまふ。入御の御次第は、出御の時に同じ。

天皇陛下入御の後、皇后陛下御玉串を奉らせたまひ、御拜畢りて入御。次に、皇太子殿下、同妃殿下の御拜あり。次に、親王、諸王、大臣、その他、親任官、勅任官、並びに、宮内省の官員、齋香間祇候等の人々の拜禮あり。畢りて、神饌、並びに、御幣物等を撤す。この間もまた、音楽を奏すること、開扉、献饌の時の如し。次に、三殿共に閉扉し奉る。此の間も音楽を奏す。御祭典は、是れにて畢り、正午より、有爵者より以下、判任官、及び、判任以上の待遇を受くる人々の參拜ありて、其の儀全く終るなり。とぞ。

元始祭ノ
由來

抑、この御祭典の儀は、明治維新の後、神祇官を再興せられ、其の三年正月三日に、八神・天神・地祇、及び、歴代の皇靈を鎮祭せしめられ、皇位の元始を祝ひ奉る御祭典を行はせられたるが始めにて、翌四年正月三日にも、天皇陛下、神祇省に行幸まし、御親祭あらせられたり。かくて、五年の正月三日よりは、元始祭の御名稱を用ゐさせたまふ事となりて、年々の御例となり、且つ、其の式を頒布して、全國の官國幣社より、府縣郷村社に至るまで、皆この祭を行はしむることとなりぬ。されば、元始祭は、明治五年以後の御

例の如くなれども、實は、明治三年に始まれることを知るべし。但し、當時、賢所及び皇靈殿は、宮中にましましゝを以つて、天皇陛下には、先づ、宮中の御親祭を行はせ給ひ、次に、神祇省に行幸あらせられて、八神・天神・地祇を祭らせ給ひき。かくて、同年四月、八神・天神・地祇も、亦、宮中に御遷座あり。其の十一月には、八神・天神・地祇の兩座を合せて、單に神殿と稱し奉ることとなりしを以つて、翌六年一月三日よりは、宮中に於いて、賢所皇靈殿・神殿の三前を祭らせたまふこととなりぬ。これ、現行御儀式の由りて始まることなり。

ろなり。三殿の事は前篇に委しく述べたり。

明治三年ノ詔

明治三年正月三日、鎮祭の詔は、左の如し。

朕恭惟、大祖創業、崇、神明、愛撫蒼生、祭政一致、所由來、遠矣。朕以、寡弱、夙承、聖緒、日夜、怵惕懼、天職之或虧、乃、祇鎮祭、天神地祇、八神、暨、列皇神靈、于神祇官、以、申、孝敬。庶、幾、使、億兆、有所、矜式。

元始祭次第 (官報)

午前第九時御殿ノ御裝飾ヲ奉仕ス

次式部職官員著床

次 賢所 皇靈殿 神殿開扉

此間奏樂

次神饌及御幣物ヲ供ス

此間奏樂

同第十時

出御

先是親王王大勳位親任官公爵從一位勳一等一等官侯爵正二位

二等官麩香間祇候錦鷄間祇候著床

先 賢所へ御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜御告文ヲ奏シ給フ御給如レ恒

次 皇靈殿へ御玉串ヲ奉リ 御拜御告文ヲ奏シ給フ

次 神殿へ御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜御告文ヲ奏シ給フ 畢テ 入

御

此間著床ノ諸員起ツ

次 皇后陛下

賢所 皇靈殿 神殿へ御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ 入御

此間著床ノ諸員起ツ

次 皇太子殿下

賢所 皇靈殿 神殿へ御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ 御退下

此間著床ノ諸員起ツ

次 皇太子妃殿下

賢所 皇靈殿 神殿へ御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ 御退下

此間著床ノ諸員起ツ

次親王王大勳位親任官公爵從一位勳一等一等官侯爵正二位二等官

麩香間祇候錦鷄間祇候拜禮

次宮内省奏任官拜禮

次掛判任官拜禮

次御幣物及神饌ヲ撤ス

此間奏樂

次閉扉

此間奏樂

次各退出

正午十二時式部職官員著床

次 賢所・皇靈殿 神殿開扉

同時ヨリ午後一時迄伯子男爵從二位以下及勳二等以下神佛各宗派

管長奏任官准奏任奏任待遇並門跡寺院住職參拜

午後第一時ヨリ同第二時迄判任官准判任待遇參拜

次閉扉

次各退出

第四節 政 始

總 說

政始(まつりごとはじめ)は、一月四日、午前時刻に、各大臣・樞

密院議長・會計検査院長・警視總監・東京府知事等、内閣に參

集し、次いで、陛下、内閣に出御まし、て、萬機の政を聞

第^{政始次}

召し給ふ御式なり。其の次第は、先づ、神宮の事を奏上し、次
ぎに、總理大臣より、各廳の政務を奏上すれば、陛下には、

一々垂聽あらせられ、天裁畢つて入御あらせられ、次いで、各員退出するなり。

神宮ノ
明事ノ説

神宮の事は、前年十二月末に、神宮祭主より、同年中、伊勢神宮の御祭典等、總べて、御滞りなく濟ませられたる旨の届出であるに由りて、神宮祭主申昨年中神事無異の事を奏上するなり。此の間、陛下には、立御あらせられ、臣下一同、これに倣ひ奉るゝ承る。かく、神事を先にせさせたまふは、我が國風なり。

謹んで按ずるに、古へは、一月一日に、朝賀の儀式を行はせ

奏賀奏瑞

らるゝ中に、奏賀、奏瑞とて、二人の者、豫め、其の人を定め置くなり。庭上に進みて、去年のめでたき嘉瑞とものあるを、國々より申出でたるをしるして、これを奏することあり。この時、群臣再拜す。又、同日、

外任ノ奏
諸司ノ奏

節會の際に、外任、奏諸司奏といふことあり。外任とは、諸國の守介をいひ、諸司奏とは、御曆日月五星を注したる七曜曆を、中務省より奉る。氷氷の厚薄によりて、今年の豊凶を卜するなり。腹赤奏腹赤は、鯨なり。景行天皇の御世に、筑紫の國宇土郡長滋にて、海人の釣り等をいふ。此等の事、今日

政始ノ由
來

り。抑、現今の政始の御式は、今上、御即位の翌明治二年一

月四日より行はせられたるものなり。是れより先、明治元年九月、奥羽の地全く平ぎたれば、十月、車駕東幸せさせ給ひて、江戸城を以つて、皇居と定めさせられ、十一月、締盟各國に、國亂鎮定して、政令一途に歸したる事を告げさせられ、かくて、明治二年一月四日には、政始の式を行はせられき。爾來、多少の改正ありつれども、一月四日に、政始の式を行はせらるゝ事は、渝ることなし。

明治二年
一月四日
ノ詔

明治二年一月四日、始めて政始の式を行はせらるゝに當りて、左の詔を賜ひたりき。

朕惟ミルニ在昔 神皇基ヲ肇メシヨリ 列聖相繼
キ以テ 朕カ躬ニ逮フ 朕否徳夙夜兢業 先皇ノ
緒ヲ墜サンコトヲ之懼ル 曩者兇賊命ニ梗シ億兆塗
炭ニ苦シム幸ニ汝百官將士ノ力ニ頼リ速ニ戡定ノ
功ヲ奏シ萬姓堵ヲ安スルニ至ル今茲歲在己巳三元
啓端上下又寧遠邇來賀ス 朕何ノ慶カ之ニ如ン惟
フニ天道靡常一治一亂内安ケレハ必外ノ患アリ豈
ニ戒慎セサル可ンヤ 朕益 祖業を恢弘シ覃テ中
外ニ被ラシメ以テ永ク 先皇ノ威徳ヲ宣揚センコ

トテ庶幾ス汝百官將士勉勵不懈各其職ヲ竭シ敢テ
忌憚ナク 朕カ闕漏ヲ匡救セヨ汝百官將士其勉旃

外記政始

天皇新年に政治を聞召したまふ政始は、明治二年以來
の新儀なれども、政始といふ名は、古く、外記政始といふ
事あり。そは、外記廳の政事始をいふ。外記は、臨時・恒例の
政を行ふ官なれば、正月には、先づ、當年の政を行ひ初む
る意なりと云ふ。其の次第等は、政始次第其の他に見え
たり。今、公事根源なるを掲げて、示すべし。

これは、吉日を撰びておこなふ。まづは、九日なるべき

なり。上卿以下、位次の公卿あるをりもあり。宰相廳に
つく。これより先に、辨・少納言・外記・史・かたなし(結政所
て、かたなしといふかためなしの義にて、政を堅め成就せしをいふとぞ)にて事を行ふ。上卿めし
あれば、大辨も廳につく。かたなしの事は、て、南の所
(外記の廳)にて、勅盃あり。いてたち(圓太曆延文三年正月卷に、
於南所門外掛上官了次第、
四位立樹南五位立)にて、出さまに、各作法あり。事は、て、
參内して左近陣につく。外記は、恒例・臨時の政を執り
行ふ官なるによて、正月には、先づ、當年の政を行ひ始
むる意なり。

第五節 新年宴會

總 說

一月五日、群臣に宴を賜ふ。これを新年宴會といふ。當日、宴に預るものは、皇族・大勳位・親任官・公爵・從一位・勳一等・一等官・侯爵・二等官・麝香間祇候・錦鶏間祇候・貴族院議長・衆議院議長及び、各國公使等とす。時刻に至り、多くは正午とす。陛下には、親王・王殿下・宮内大臣・侍從長・侍從武官長・式部官を從へさせられ、千種之間に列立せる、大勳位・各大臣・各國公使に、通御掛り拜謁を賜ひ、やがて、以上の各員を從へさせられて、豊明殿に入らせられ、各員、磬折して敬意を表し奉る間

新年宴會
次第

に、玉座に著御あらせらる。やがて、新年を賀し、各國公使、並びに、群臣と祝宴を開きて、歡を共にするを喜ばせたまふ趣の勅語あり。次いで、首座公使は、各國公使を代表して、奉答の辭を奏し、陛下の萬歳を祝し、各皇族殿下の御繁昌を賀し奉る。ことあり。總理大臣は、群臣を代表して、奉答の辭を奏し、同じく、陛下の萬歳を祝し奉る。かくて、御宴にうつり、先づ初獻を、次に、次第のものを供し奉り、次いで、親王以下に賜ふ。御宴會中は、舞樂あり。御宴畢りて、入御あらせらるれば、親王以下、再び磬折して敬意を表し奉り、や

がて退出するものとす。

新年賜宴
ノ古儀

謹んで按ずるに、新年に酺宴を賜ふ事は、古來行はれ來つ

元日節會

る公事の一つなり。但し、古へは、元日節會（元日の節會）江家次第には、元日（元日の節會）宴會といへり。

いひて、一月一日に、天皇、豐樂殿に御して、百官に酒を賜ふなり。後世は、此の儀を紫宸殿に行はせられたり。其の次第は、西宮記、江家次第以下、諸書に見えたり。今、西宮記の文を引きて示すべし。（西宮記には、各項細注を施したれど、今は繁を避けて、本文のみを擧ぐ。）

西宮記

天皇御南殿、近衛陣階下、天皇出御、内辨著元子、王卿著外辨、内侍出、内辨立稱唯出、謝座昇、太子參上、謝座、開門、關司

著座、中務省御曆奏、宮内省奏、内辨召舍人、少納言立版、内辨云、大夫達召、少納言稱唯出召、王卿以下列入立標、内辨仰云、敷尹爾、王卿著堂上、中務錄點檢、供膳、供太子膳、給臣下、供御飯、給臣下、居汁物、供三節御酒、供例御酒、給臣下、一獻間國栖奏、二獻御酒勅使、三獻立樂、縫殿寮立祿櫃、内辨著陣、見見參宣命、内辨奏見參宣命、宣命使登、王卿復座給祿、天皇還御、○下

元日節會
ノ沿革

なほ、公事根源に、抑、この節會は、天子、紫宸殿に渡御なりて、群臣、百官に酒をたまひて、宴會ある儀なり。持統天皇四年

正月に、公卿を内裏に召して、ごよのあかりするごあり。宴會ご書きては、ごよのあかりごよめり。大方の節會の名にて侍るにや。豊明節會○十一月中辰日には限るべからず。神武天皇の御宇にも、群臣をつごへて酒を賜ひし事は、日本紀に見えけり。これなごをも、事のおこりごは申すべきか。光仁天皇寶龜四年の春よりは、五位以上に、ふすまを賜ひけり。○ふすまは、臥す裳の意にて、後世の夜具やうのものなり。西宮記の給祿の注に、紅衾とある是れなり。江家次第の頃には、布などの代りに、紙を賜ふごともありしなりごぞ。今も、さやうの心ちにて、事はてゝ祿を賜ふごともあり。ご見えたるは、其の沿革等の大略を知るべし。此

の儀、足利氏の末、皇室の衰微ごごもに廢絶したりしを、今上、世を知し召したまふに至り、一月五日を以つて、新年宴會として、群臣に宴を賜ふごごとなりたるは、やがて、元日節會を再興せられたるものごいふべきなり。況んや、歡を群臣ご共にせさせ給ふのみならず、恩、外臣にも及ぼさせたまふ。聖德洪大無邊ごいふべきなり。

供御藥

以上は、現今、宮中にて行はせ給ふ新年式の大略なり。古へは、この外に、一月一日、御藥を供する儀ありき。御藥ごは、屠蘇トソ、神明白散シムカク、度嶮散タクサなどいふものにて、屠蘇は、屠絶トツ

鬼氣キキ蘇醒ソウセイ人魂ニドマといひ、白散シロサンは屠蘇トソに同じ紙カミに包ツミますして、そ
嶂散シヤウサンは辟障ヒヤクシヤウ山ヤマ惡氣アクキといへば、歳トシのはじめに、之れを服し
て、邪氣ジャキをはらひ給ふ義タマシなりこそ。嵯峨サカエ天皇ニギハヤヒの弘仁コウニ以來
のことなり。今は行ユクはせられず。但し、屠蘇酒トソヰは、今も民間
に遺ユヅルれり。

三大節
ノ辨

尙ナカ茲ココに一言イツゴン辨ワカずべき事コトあり。そは、世ヨの三大節サンサイセツを數カズふる
もの、紀元節キゲンセツ及び天長節テンチヤウセツと、元始祭ゲンシサイとを舉トぐるものあり、
或シは、新年宴會シンニヤンカイを以もつつて、元始祭ゲンシサイに換カふるものあり、或シは、
四方拜シヤウハヤイを以もつつてするものあり、或シは、四方拜シヤウハヤイといはずし

て、一月一日イツグツイツニチといふものありて、殆オソクんど一定イツテイせざるが如
し。これ、甚オソクだくちをしき事コトなり。抑オソク、三大節サンサイセツとは、新年シンニヤン、或シは、
節セツといふといへど、公文書類クモンシヤウライに所見ショケン
なければ、暫オソクく、單イツに新年シンニヤンと稱ナヅケすべし。紀元節キゲンセツ、天長節テンチヤウセツをいふ名稱ナヅケ
なり。而シカして、新年シンニヤンといふ名稱ナヅケは、一月一日イツグツイツニチの四方拜シヤウハヤイ、一日
二日ニニチの朝賀チヤウカ、三日サンニチの元始祭ゲンシサイ、四日シヤウニチの政始テイシ、五日イツニチの新年宴會シンニヤンカイ
を、引きこめていふものなり。窃オソクに承ウケるに、嘗オソクて、文部大臣ブンブテイジン
の照會チヤウカイに對ムカして、宮内大臣ミヤウチテイジンの回答カウダせられたるごころ、實オソク
に此ココの如オソクくなりきといふ。文部省ブンブシヤウ所定ショテイの祝祭日シユサイニチ唱歌シヤウカに
は、一月一日イツグツイツニチ、元始祭ゲンシサイの歌ウタありて、其オソクの他オソクなきは、略オソクせるな

るべし。又、學校に於いて、三大節には、式を擧げて、祝賀の意を表すといへど、新年には、一月一日の式のみなるは、同じく略せるなるべし。本章特に、題目を新年と掲げたるは、正しきに從へるなりと知るべし。

第二章 孝明天皇祭

總説

一月三十日、皇靈殿に於いて、御親祭を行はせたまふ。又、數

御親祭次第

日前に、勅使を、京都なる後月輪東山陵に差遣せしめ給ひて、當日、山陵にも幣帛を奉らしめ給ふ。當日、御親祭の御次第は、先づ、當朝午前八時、御殿の裝飾を奉仕し、朝の神饌を供し奉り、午前九時に至りて、式部職の官員、西の幄舎に著床あり。次ぎに、御殿の御扉を開き奉る。この間奏樂あり。すて、開閉扉供饌撤饌等の間次ぎに、神饌及び御幣物を供へ奉る。には奏樂ありと知るべし。かくて、午前十時に至りて、親王、王、各大臣、親任官、勅任官、及

び、麝香間祇候錦鶏間祇候の人々、西の幄舎に著床す。こゝに於いて、陛下出御あらせられ、御玉串を奉り給ひ、御拜。御告文を奏し給ふ。畢りて、入御あらせらる。この間、著床の諸員起立して敬意を表し奉る。すべて、出御より入御に至るまでの御次第、大略元始祭の時に同じ。但し、當日は、孝明天皇御一柱の御祭典なるがゆゑに、賢所神殿の御祭典はあらせられず。天皇陛下入御の後に、皇后陛下の御拜あり。次に又、皇太子殿下の御拜、次に、皇太子妃殿下の御拜あり。次に、親王、王、各大臣以下、宮内省掛判任官に至

るまで、順次拜禮あり。畢りて、御幣物及び神饌を撤し、扉を閉ち奉る。正午十二時に、再び開扉、午後二時まで、伯子男爵。從二位、勳二等以下、准判任判任待遇の輩に至るまでの参拜あり。更に、午後五時に至りて、夕の御饌をそなへ奉り、陛下、更に出御在らせられ、御拜あらせたまふ。其の儀畧、午前に同じ。入御の後、御神樂を行はせらる。御神樂は、翌三十一日の午前一時に至りて終はるこいふ。そもく、この御祭典は、先帝岡極の御恩に報い奉らむこの聖旨より、春秋二季の皇靈祭の外に、特に、孝敬の誠を竭させたまふ、至情

より出でさせたまふものなれば、他の御祭日は異なる所
以を思ひて、臣民たるものは、宜しく、靜肅謹慎にして、國忌
の例に依るべきものなり。

孝明天皇
御事蹟

孝明天皇、御諱は統仁（統仁）と申し奉り、今上陛下の御皇考に
ましく、仁孝天皇の第四の皇子なり。御母は、新待賢門
院藤原雅子と申して、贈左大臣正親町實光の御女にまし
ませり。天保二年六月十四日に生れさせ給ひ、瀬宮（瀬宮）と稱し
奉る。同六年六月十一日、准后藤原祺子の御養子となり、同
十一年三月十四日、皇太子に立たせたまひて、弘化三年二

月十三日、御年十六歳にして、仁孝天皇の後を受けたまひ
て、踐祚あらせられ、四年九月廿三日、即位の禮を行はせた
まひ、嘉永元年十一月廿一日、大嘗祭を行はせたまふ。同年
十二月十五日、女御入内あり。女御は、左大臣九條尙忠の御
女にましく、從三位藤原夙子（夙子）ごまをし奉る。天皇、在位
廿一年にして、慶應二年十二月廿五日崩御あらせらる。御
年三十六。翌三年正月廿七日、泉涌寺後山に葬（葬）め奉る。同年
二月十六日、御諡を孝明天皇と稱し奉り、御陵を後月輪東
山陵と稱し奉る。一月三十日は、即ち崩御あらせられたる、

十二月廿五日を、太陽曆に換算せられたるなり。

天皇御性質剛健英明にましく、御在位中は、内外多事、國歩極めて艱難の時なりしかば、殊に勵精して治を圖らせたまひき。今、當時を追懷し奉るに、嘉永の末年には、北亞米利加合衆國の使節ヘルリ來朝して、通商交市を求め、續いて、魯西亞英吉利等、諸外國より、續々來りて和親貿易を強請せり。時に、太平日久しくして、上下儉安の際なりければ、海内の人心、恟々として穩ならず。幕府は、狼狽して措置宜しきを失ひ、安政元年、天下の輿論に反して、米國及び英

露の三國に、下田箱館長崎の三港に泊することを許し、のみならず、屢、朝廷の命に依らずして、專斷の處置多かりしかば、尊王愛國を唱ふるもの、次第におほく、且つ、一方には、攘夷鎖港を唱へて、幕府に迫るもの、尠からず。議論紛然として、底止する所を知らざる有様なりければ、天皇深くこれを憂ひて、いたく宸襟を惱させたまひ、或は、學習院を開きて、普く建言を求めたまひ、或は、八幡賀茂の兩社に行幸あらせられて、厚く、國家の無事ならむことを祈らせたまひき。ここに、尤も恐懼に堪へざるは、嘗て、禁中の庭上に

荒薦を敷き、斷食せさせ給ひて、御身を以つて、國難に當らせ給はむことを祈り給へること、一七日に及びしかば、内大臣三條實萬（實美の父）の玉體を傷ひたまはむ事を恐れて、諫め奉りしかども、聽き入れ給はざりし御事なり。是れ、實に、蒙古の寇を退けむと祈らせたまへる、古への龜山天皇の叡慮と異ならせたまはぬ御事にして、豈に啻に、宵衣肝食の御いたづきのみならむや。かゝれば、虚器を擁せさせたまふ皇室の御有様に、慷慨の涙を禁じかねたる勤王の士、四方に起りて、正論讜議漸く行はれて、世局一變し、幕

府の政漸く衰へ、天下の人心靡然として、皇室に嚮ふに至れるも、皆陛下の聖徳の然らしめたるところなり。此の時に當りて、天皇深く規畫せさせたまふ所ありしを、未だ遂げさせたまふに至らずして、圖らずも崩御せさせ給ひぬるは、いかにくちをしく思召したまひけむ。あはれ、天運循環して、幕府は倒れ、政權皇室に復して、天皇親政の大御世となりて、百事維新に、國運は駸々として、旭日の如く、文物制度燦然として、具はり、國光宇内にかゞやき渡るに至りたる、今日の盛世を、親しくみそなはしたまはましかば、い

かに御心安く思召したまはましを、右の如く、御蚤世遊ばせられしは、かへすくも、いたはしき御事なり。思ふに、今日の盛世は、今上陛下の御威徳の致す所なるは、いふまでもなれども、先帝の御遺澤も、また、決して尠からざるべし。後の臣民たるもの、深く、其の御鴻徳を尊み敬ひ奉るべきなり。

参考 孝明天皇御例祭朝次第(官報)

午前第八時御殿ノ御裝飾ヲ奉仕ス

次式部職官員著床

次 皇靈殿開扉

此間奏樂

次神饌ヲ供ス

此間奏樂

次祝詞

次神饌ヲ撤ス

此間奏樂

次閉扉

此間奏樂

次各退出

御親祭次第

午前第九時式部職官員著床

次 皇靈殿開扉

此間奏樂

次神饌及御幣物ヲ供ス

此間奏樂

同十時

出御

先是親王王大勳位親任官同待遇公爵從一位勳一等一等官候爵

正二位二等官爵香間祇候錦鷄間祇候著床

次御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜御告文ヲ奏シ給フ 畢テ 入御

此間著床ノ諸員起ツ

次 皇后陛下御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ 入御

此間著床ノ諸員起ツ

次 皇太子殿下御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ 御退下

此間著床ノ諸員起ツ

次 皇太子妃殿下御玉串ヲ奉リ給ヒ 御拜畢テ 御退下

此間著床ノ諸員起ツ

次親王王大勳位親任官同待遇公爵從一位勳一等一等官候爵正二位

二等官爵香間祇候錦鷄間祇候拜禮

次宮内省奏任官拜禮

次掛判任官拜禮

次御幣物及神饌ヲ撤ス

此間奏樂

次閉扉

此間奏樂

次各退出

正午十二時式部職官員著床

次 皇靈殿開扉

同時ヨリ午後第一時迄伯子男爵從二位以下及勳二等以下神佛各宗

派管長奏任官准奏任奏任待遇並門跡寺院住職ノ輩參拜

午後第一時ヨリ同二時迄判任官准判任判任待遇ノ輩參拜

次閉扉

此間奏樂

次各退出

夕次 第

午後第五時式部職官員著床

次 皇靈殿開扉

此間奏樂

次神饌ヲ供ス

此間奏樂

次祝詞

同第五時三十分

出御 御拜畢テ 入御

此間著床ノ諸員起ツ掌典賢木ノ枝ヲ人長ニ授ク

次御神樂

次御神樂畢テ人長賢木ノ枝ヲ掌典ニ致ス掌典之ヲ執テ直ニ献上

次神饌ヲ撤ス

此間奏樂

次閉扉

此間奏樂

次各退出

(御祭典の御次第以下大概同じければ悉くは載せず)

第三章 紀元節

總 說 紀元節は、神武天皇(御諱は神日本磐余彥尊)の中州を平定して、大和國なる畝傍の橿原宮にて、御即位の禮を行はせられたる日を、紀念せむが爲めに定め給ひし大祝日なり。

此の日、天皇陛下は、皇靈殿に於いて、御親祭を行はせた
第^{御親祭次}まふ。その御次第は、午前八時、御殿の御裝飾を奉仕して、朝

の御祭典あり。午前第九時より、更に御親祭の儀あり。午前
十時に出御、皇靈殿に、御玉串を奉らせたまひ御拜。御告文
を奏し給ふ。次ぎに、賢所を御拜あらせられ、御鈴如恒、御畢
玉串無之。

りて入御あらせらる。かくて、皇后陛下、皇太子殿下、同妃殿下の御拜あり。次に親王、王以下の拜禮、參拜等あり。午後五時に、更に夕の御祭典ありて、御神樂を奏せらるゝ等、すべて、元始祭、孝明天皇祭に異ることなし。これより先、陛下には、御親祭を濟ませらるゝや、諸臣の參賀を受けさせ給ひ、午前十一時、豐明殿に出御あらせられ、羣臣、百官に酹宴を賜ふ。御宴會中、前庭に於いて、伶人をして舞樂を奏せしめ給ひ、御宴畢りて、入御あらせらる。この日、全國の臣民、毎戸、國旗を掲げて慶賀の意を表し、諸學校に於いては、

紀元節ノ
由來

嚴肅なる祝賀の儀式を擧げて、寶祚の無窮を祝し奉る。抑、神武天皇の御即位の日を以つて、國家の大祝日と定められたるは、明治五年十一月十五日を以つて、第一月廿九日、神武天皇御即位相當に付、祝日と被定、例年御祭典被執行候事と布告せられたるに始まり、翌六年一月四日を以つて、五節句を廢して、天長節と共に祝日と定められ、同年三月七日を以つて、紀元節と稱せらるゝ事となりたるなり。かくて、明治七年以後は、一月廿九日を、大陽曆に換算せられたる、二月十一日を以つて、紀元節とせられ、其の以來、

今日に至るまで、變更することなし。

神武天皇
御即位當時
有様

今、古書によりて、少しく、御即位當時の御有様を記し奉らむに、天皇、高千穗宮にましく、御東征の策を立てさせ玉ひ、諸皇兄及び諸皇子を率ゐさせたまひて、海路より、河内に上陸せられしが、長髓彦の抵抗に遇ひ、再び、海路より、南海を廻りて、紀伊に上陸せられ、熊野の險を越えて、大和國に入らせたまひ、諸賊を平定せさせたまひて、己未の年に、大和國なる傍畝の樞原の地を相して、都を奠め、有司に命じて、帝宅を經り始めさせたまふ。當時の御言に、自我東

征於茲六年矣。賴以皇天之威、凶徒就戮。雖邊土未清、餘妖尙梗。而中洲之地、無復風塵。誠宜恢廓皇都、規摹大壯。而今運屬此屯蒙、民心朴素、巢棲穴住、習俗惟常。夫大人立制、義必隨時。苟有利民、何妨聖造。且當披拂山林、經營宮室、而恭臨寶位。以鎮元元。上則答乾靈、授國之德。下則弘皇孫、養正之心。然後兼六合、以開都、掩八紘、而爲宇。不亦可乎。觀夫畝傍山、東南樞原地者、蓋國之塙區乎。可治之。日本書紀と見えたり。以つて、建都造宮の御意を伺ひ奉るべし。又、宮殿御造營の御事は、古語拾遺に、仍令天富命率手置帆負彦狹知二神之孫、以齋斧齋鉏、

始採山材ノチ構立ツク正殿ミヤ所謂底都磐根宮柱ソノ布都立高天乃原爾フツ之利ノ御戸排豆皇孫命乃美豆乃御殿乎造奉仕也ミこ
 見えたるにて、一端を知るを得べし。舊事紀に見えたる かく
 て、宮殿成りて、辛酉の年正月、御即位の禮を擧げさせたま
 まふ。その御儀式のさま、日本書紀には見えざれども、舊事
 紀の記すところに據れば、辛酉爲元年、春正月庚辰朔、都樞
 原宮、肇即皇位、尊正妃媛、蹈躡五十鈴媛命、立爲皇后、則大三
 輪大神女也。中畧天富命、率諸忌部、捧天璽、鏡、劍、奉安正殿、
 天種子命、奏天神壽詞、即神世古事類是也。宇摩志麻治命、率

内物部、乃豎矛楯、嚴增威儀也。道臣命、帥來目部、護衛宮門、掌
 其開闔矣。並令四方之國、以觀天位之貴、亦俾率土之民、以示
 朝廷之重也。于時皇子大夫、率群官、臣連、伴造、國造等、元正朝
 賀禮拜也。凡厥即位、賀正、建都、踐祚等事、並發此時矣。こ見え
 たり。古語拾遺に記すところ 悉くは信じがたけれども、其の盛
 儀は、想像するに足るべきなり。さて、この樞原宮も、その後
 遷都數ありて、夙に荒廢に歸したりしを、明治二十二年に、
 有志の人の建議に由りて、その遺址とおぼしき處を相し
 て、樞原神宮を建て、神武天皇を鎮祭し奉れり。神殿は、西京の
 皇居に在りし、

内侍所の建造物を、朝廷より下賜せられたるに、修繕を加へしものなりといふ。

神武天皇御即位ノ年ヲ以テ紀元トスル事

謹んで按ずるに、神武天皇御即位の辛酉の年を以つて紀元とすることは、弘仁曆運紀に「神倭磐余彦天皇、年十五爲太子、四十五歲、甲寅、從筑紫日向宮、船軍東征、至庚申年平定中國、辛酉年正月、即天皇位、是爲元年、總計從天皇元年辛酉至今上弘仁二年辛卯、天皇合ス一千四百七十一年也」といふ文見えたれば、紀元節又は紀元といふ稱は見えざれども、神武天皇御即位辛酉の年を基本として、年歴を數へしことは、極めて古き事なり。維新の後、明治三年の頃に至りて、

紀元を定めらるゝ議、既に廟堂にありけるなるべし。そは、同年十月二十五日に、横山由清が、左院制度局に在りて、少史たりし時、委しき考按をものして、上られしことなどあればなり。當時、横山氏の計算せしところも、また、歴運記と同じく、神武天皇御即位辛酉の年を以つて、元年とせしものにて、其の考文に、開闢以來、神武天皇即位前七年甲寅の年までは、年數の事、正しき古書に確徴なし。神武天皇即位元年辛酉、漢土周惠王の十七年に當る。西洋の紀元前六百六十年。その開闢より、三千三百四十四年目なり。より、今茲

世界各國
ノ紀元

明治三年庚午まで、二千五百三十年。云々「と見えたり。即ち、今日用ゐる所の年數なり。竊に思ふに、世界には、種々の紀元あり。今現に用ゐらるゝものも、一二に止まらざれども、我が國の紀元の如く、めでたきはなきなり。今日何れの國にても、紀元を定めむとするに、其の國祖の、建國即位の年を以つて元年として、差支なきものは、蓋あらざるべし。それは、開國以來、主權者の、常に同一血統より出でたるもの、世界廣しといへども、我が國を措きては、また他にこれ有らざればなり。即ち、世界の各國、皆多くは、革命篡奪に依つて

國を得たるものにあらざるはなきなり。故に、前朝は、即ち國仇なり、政治上の敵なり。何ぞ、各代を通じて信奉せらるべき、政治的紀元を定むることを得む。こゝに於いて、止むを得ず、耶蘇降生紀元、摩哈默德紀元、乃至、孔子降生紀元、釋迦涅槃紀元の如き、宗教的紀元を用ゐるより外なかるべし。我が國の如きは、實に、世界無比と謂ひつべきなり。況んや、其の建國以來、二千五百以上を數ふるの遼遠なるをや。寶祚は、實に天壤無窮なり。豈に祝せざるべけむや。されば、我が國民たるもの、この嘉節に遭ふごごに、遠く、太祖建國

の昔をしのび奉りて、このめでたき大御國に生れ、歴朝の鴻恩に浴する幸福を感謝し奉り、片時も報效の念を忘るべからざるなり。

第四章 春秋二季皇靈殿祭

總説

皇靈祭は、春秋二季、春分・秋分の日を以つて、皇靈殿に於いて、歴朝の皇靈、皇后、皇妃、並びに、皇親の靈を御親祭あらせられ、同時に、神殿に於いて、八神、並びに、天神・地祇を祭らせたまひて、大孝を申へさせたまふなり。されば、當日は、皇靈殿祭、並びに、神殿祭の二つの祭典を行はせらるるものご知るべし。其の御次第は、皇靈殿朝の御祭典、皇靈殿並びに、神殿御親祭、皇靈殿夕の御祭典の三つに分たれ、嚴肅莊重に行はせ給ふ。當日、午前第八時に、御殿の御裝飾を奉仕し、

御親祭次第

式部職官員、皇靈の御前に朝の御祭典仕へ奉り、かくて、午前九時三十分より、皇靈殿並びに神殿の御親祭あらせらる。陛下には、午前第十時に出御、皇靈殿に御玉串を奉り給ひ、御拜・御告文を奏したまふ。次ぎに、神殿に、同様御玉串・御拜・御告文の儀ありて入御あらせられ、それより、皇后陛下・皇太子殿下・皇太子妃殿下の御拜あり。畢りて、親王・王以下、諸臣の拜禮ありて、東遊を行はせらる。一旦閉扉の後、正午十二時、更に開扉、午後二時までに、伯子・男爵、從二位以下の人々の參拜ありて閉扉、更に、午後四時より、式部職官

皇靈祭ノ
由來

員奉仕して、夕御祭典あらせらるこいふ。
抑、春秋二季に、皇靈殿並びに神殿に於いて、御祭典を擧げさせたまふ事となりしは、明治四年二月廿八日、即ち、春分の日を以つて、神祇官に於いて、八神・天神・地祇、並びに、歴朝の皇靈を祭りて、邦家の隆昌を祈らせたまひしを以つて始めとす。其の後、神祇官にも沿革ありて、明治四年九月に、皇靈は、賢所の御傍に御遷座あり、明治五年十一月、更に、八神並びに天神・地祇も、宮中に御遷座あり、兩座を合せて、單に神殿と稱し奉るに及びて、春秋二季祭は、唯、神殿にのみ

行はせらるる事となりぬ。然るに、明治十一年六月五日に至りて、綏靖天皇より後櫻町天皇までの御歴代御式年祭、並びに御正辰祭を廢せられ、更に春秋二季祭を、皇靈の御前に行はせらるる事となり、同年九月の秋季皇靈祭よりは、いご殿に御親祭を行はせられ、翌明治十二年の春季祭も、前年の秋季祭の如くに、御親祭あらせられしかど、神殿は、猶御親祭には非ざりしなり。然るに、同年の秋季祭よりは、更に、皇靈殿並びに神殿、ともに、御親祭に定めさせられ、現行の御盛典とはなさせたまひしなり。但し、二季祭は、專

皇靈祭祀
ノ淵源ハ
極メテ遠シ

ら、皇靈殿並びに神殿の御祭なるを以つて、此の日、賢所には、別に御祭典を行はせられずと承る。賢所皇靈殿神殿の沿革は、前篇を參看すべし。かく、皇靈祭を、春秋二季に行はせらるる事となりしは、明治維新後の事なれども、其の淵源するところは、極めて古き事にて、既に、神武天皇の中洲を平定させさせたまひて、天皇の御位に即かせたまひし後、靈時を鳥見山に立てさせたまひ、皇祖天神を祭らせたまひて、大孝を申へさせたまひし事は、正史に特筆する所なり。當時の詔に、○四年二月「我皇祖之靈也、自天降鑒、光助朕躬。今諸虜已平、海内無事。可以

郊祀天神用中大孝者也。見えたるは、やがて皇靈祭の起源とも謂ひつべきなり。又天武天皇の十年五月にも、皇祖の御魂を祭らせたまへることあり。中世以後は、荷前の祭ごと、毎年歳末に十二月方りて、諸國より上れる調の物を擇びて、これを幣物として、諸の神社及び、歴代の山陵に奉ることありしが如きは、皆皇靈を祭らせたまへる例證なり。然るに、足利氏の季世に至りては、荷前の幣も絶えはてて、皇靈を祭らせたまふ、特に定まれる御盛典とはなかりしを、明治二年六月廿八日、天皇陛下、大御親ら、百官群

臣を率ゐさせられ、神祇官に行幸ましまして、天神地祇及び、歴朝の皇靈をも御親祭あらせられて、祭政一致の教旨を以つて、國是の大基礎を定められしことを告げ奉り、遂に、同年十二月十七日を以つて、八神及び天神地祇と共に、歴朝の皇靈を、神祇官中の、神殿に鎮祭せしめたまひて、遂に、今日の春秋二季皇靈祭となりたるは、ひこへに、陛下、敬神崇祖の御聖徳の致す所と、感激に堪へざる次第なり。春秋の二季に、靈を祭る事は、古へも、其の例なきにあらず。高橋氏文の、景行天皇の詔を宣りし文に、六鴈命乃御

春秋二季
ニ亡靈ヲ
祭ルコト

高橋氏
文ノ例

魂乎、膳職爾伊波比奉天、春秋乃永世乃神財止仕奉志迷
 ことあるなごや、物に見えたる初めなるべき。北畠親房の
 元々集には、神皇實錄を引きて、神武天皇の御世に、既に
 これありしが如く見ゆれど、俄に信じがたし。中世、佛事
 を重んずるに至りて、春秋の 彼岸に、亡靈を供養する
 こと、常の如くになりて、今もなほ、民間にては、祖先の靈
 を祭ることあり。支那に於いても、春秋兩度に、祖先を祭
 ること、古くより行はる。これ皆、人情の自然にして、東西
 軌を一にするものなり。皇室の御事は、草莽の窺ひ知る

彼岸會

明治十一年
太政官達文

べきごころにあらざれども、皇靈祭を、春秋二季、春分、秋
 分の日に行はせらるるも、或は、かるる理由に基かせ給
 へるものにあらざるか。慎終追遠、民德歸厚矣といへば、
 陛下、御追遠の大御心、いともかしこき御事ならずや。皇
 靈祭を、春秋二季、春分、秋分の日に行はせらるる事ごな
 りたるは、明治十一年以後の事なるは、前に述べたる所
 なるが、當時、院省使府縣に達せられたる、太政官達文左
 の如し。

綏靖天皇以下後櫻町院天皇迄御歴代の御式年御正辰

祭共被廢更ニ春秋二季祭ヲ被置神武天皇ヲ御正席ト
シ先帝迄御歷代並ニ后妃以下皇親御合祭被執行候條
此旨相達候事

但神武天皇及ヒ後桃園院天皇以下御近陵御式年御正
辰祭並ニ其后妃皇親御配享ノ儀ハ猶從前ノ通被施
行候事

春季皇靈祭 春分日

秋季皇靈祭 秋分日

かくの如く、春季皇靈祭は春分日、秋季皇靈祭は秋分日

春分秋分
ノ事

と定めさせられたるなるを、近來、各種の著書に、春季皇
靈祭は、毎年三月廿一日、(三月廿日となせるもあり)。秋季皇
靈祭は、毎年九月廿三日に行はせらるるやうに記せるも
の、少からず。こは、よろしからぬことなり。春分、秋分は、春秋
二度、太陽の、赤道の直上を通過する日にして、この兩日
は、地球上、到る處、晝夜の長さ相等し。而して、この兩日は、
固定のものにあらずして、年に因つて異なることあるは、天
文學上の事實なり。但し、近年は、大概、春分は三月廿一日、
秋分は九月廿三日に當るといふ。されど、現に、明治三十

四年・同三十八年の秋季皇靈祭は、九月廿四日に行はせられ、昨年の春季皇靈祭は、三月廿二日に行はせられ、秋季皇靈祭は九月廿四日に行はせられたる事は、神宮司廳の曆、又は、當時の官報に明記せられたり。そは、三十四年・三十八年の秋分は、九月廿四日に當り、昨年の春分は、三月廿二日、秋分は九月廿四日に當りたればなり。されば、春季皇靈祭は、必ず三月廿一日、秋季皇靈祭は、必ず九月廿三日に行はせらるるものなり。心得、又、物に記すなごは、人を惑はすものなり。茲に一言を添ふるなり。

歴代皇靈御正辰一覽

帝	號	紀元	月	日	山	陵	所在地
神	武	七六	四月	三日	畝傍山東北		大和高市郡
綏	靖	一一二	六月	廿二日	桃花鳥田丘上		同
安	寧	一五一	一月	十一日	畝傍山西南御陰井上		同
懿	德	一八四	十月	一日	畝傍山南鐵沙溪上		同
孝	昭	二六八	八月	三十一日	掖上博多山上		大和葛上郡
孝	安	三七〇	二月	廿三日	玉手丘上		同
孝	靈	四四六	三月	廿三日	片丘馬坂上		大和葛下郡
孝	元	五〇三	十月	十一日	劍池島上		大和高市郡
開	化	五六三	五月	廿一日	春日率川坂上		大和添上郡
崇	神	六三二	一月	七日	山邊道勾岡上		大和城上郡

垂仁	七三〇	七月廿六日	菅原伏見東	大和添下郡
景行	七九〇	十二月廿三日	山邊道上	大和城上郡
成務	八五〇	七月廿九日	狹城盾列池後	大和添下郡
仲哀	八六〇	三月八日	惠賀長野西	河內志紀郡
應神	九七〇	四月一日	惠賀藻伏崗	同
仁德	一〇五九	二月八日	百舌鳥耳原中	和泉大鳥郡
履中	一〇六五	四月卅日	百舌鳥耳原南	同
反正	一〇七〇	二月十三日	百舌鳥耳原北	同
允恭	一一一三	二月九日	惠賀長野北	河內志紀郡
安康	一一一六	九月廿五日	菅原伏見西	大和添下郡
雄畧	一一三九	九月九日	丹比高鷲原	河內丹北郡
清寧	一一四四	二月廿八日	坂門原	河內古市郡

顯宗	一一四七	六月三日	傍丘磐坏丘南	大和葛下郡
仁賢	一一五八	九月十日	埴生阪本	河內丹南郡
武烈	一一六六	一月九日	傍丘磐坏丘北	大和葛下郡
繼體	一一九一	三月十二日	三島藍野	攝津島上郡
安閑	一一九五	一月廿七日	古市高屋丘	河內古市郡
宣化	一一九九	三月十七日	身狹桃花鳥坂上	大和高市郡
欽明	一二三一	五月廿六日	檜隈阪合	同
敏達	一二四五	九月十六日	磯長中尾	河內石川郡
用明	一二四七	五月廿三日	磯長原	同
崇峻	一二五二	十二月十四日	倉梯岡上	大和十市郡
推古	一二八八	四月十八日	磯長山田	河內石川郡
舒明	一三〇一	十一月廿日	押坂內	大和城上郡

孝	皇	孝	齊明(皇極)	天	弘	天	持	文	元	元	聖	孝
謙	極	德	智	武	文	智	統	武	明	正	武	謙
重	重	一三四	一三三一	一三三三	一三三三	一三三一	一三六三	一三六七	一三六二	一四〇八	一四一六	重
祚	祚	十一月廿七日	八月廿七日	一月十日	八月廿四日	十月四日	一月十七日	七月廿二日	一月二日	五月廿六日	六月七日	祚
		大坂磯長	越智崗上	山科	長等山山前	檜隈大内	同	檜隈安古岡上	奈保山東	奈保山西	奈保山南	同
		河内石川郡	大和高市郡	山城宇治郡	近江滋賀郡	大和高市郡	同	同	大和添上郡	同	同	同

光	淳	稱德(孝謙)	光	桓	平	嵯峨	淳	仁	文	清	陽	光
孝	仁	仁	仁	武	城	院	和	明	德	和	成	孝
一五四七	一四二五	一四三〇	一四四二	一四六六	一四八四	一五〇二	一五〇〇	一五一〇	一五二八	一五四一	一六〇九	一五四七
九月廿一日	十一月十四日	九月一日	一月十五日	四月十三日	八月九日	八月廿八日	六月十五日	五月十日	十月十一日	一月十一日	十月廿八日	九月廿一日
後田邑	淡路	佐貴高野	田原東	柏原	楊梅	嵯峨山上	大原野西嶺上	深草	田邑	水尾山上	神樂岡東	同
山城葛野郡	淡路三原郡	大和添下郡	大和添上郡	山城紀伊郡	大和添上郡	山城葛野郡	山城乙訓郡	山城紀伊郡	山城葛野郡	同	山城愛宕郡	同

宇多院	一五九一	九月八日	宇多大内山	山城葛野郡
醍醐院	一五九〇	十月廿八日	後山科	山城宇治郡
朱雀院	一六二二	九月十一日	後山科南	同
村上院	一六二七	七月十日	村上	山城葛野郡
冷泉院	一六七一	十一月廿七日	櫻本	山城愛宕郡
圓融院	一六五一	三月六日	後村上	山城葛野郡
花山院	一六六八	三月廿六日	紙屋川上法音寺北	同
一條院	一六七一	七月卅一日	圓融寺北	同
三條院	一六七七	六月十一日	北山	同
後一條院	一六九六	五月廿一日	菩提樹院	山城愛宕郡
後朱雀院	一七〇五	二月十三日	圓乘寺	山城葛野郡
後冷泉院	一七二八	五月廿八日	圓教寺	同

後三條院	一七三三	六月廿一日	圓宗寺	同
白河院	一七八九	七月卅一日	鳥羽成菩提院	山城紀伊郡
堀河院	一七六七	八月十六日	後圓教寺	山城葛野郡
鳥羽院	一八一六	七月廿七日	鳥羽安樂壽院	山城紀伊郡
崇德	一八二四	九月廿一日	白峯	讚岐阿野郡
近衛院	一八一五	八月廿九日	鳥羽安樂壽院	山城紀伊郡
後白河院	一八五二	五月三日	法住寺法華堂	山城愛宕郡
二條院	一八二五	九月十二日	香隆寺三味堂	山城葛野郡
六條院	一八三六	八月三十日	東山清閑寺	山城愛宕郡
高倉院	一八四一	二月六日	同	同
安德	一八四五	五月二日	阿彌陀寺	長門豐浦郡
後鳥羽院	一八九九	四月四日	大原法華堂	山城愛宕郡

土御門院	一八九一	十一月十三日	金原法華堂	山城乙訓郡
順德	一九〇二	十月十四日	大原	山城愛宕郡
仲恭	一八九四	六月廿五日	九條	山城紀伊郡
後堀河院	一八九四	九月七日	觀音寺	山城愛宕郡
四條院	一九〇二	二月十七日	月輪	同
後嵯峨院	一九三二	三月廿五日	嵯峨殿法華堂	山城葛野郡
後深草院	一九六四	八月廿五日	深草法華堂	山城紀伊郡
龜山院	一九六五	十月十二日	龜山殿法華堂	山城葛野郡
後宇多院	一九八四	七月廿四日	蓮華峰寺	同
伏見院	一九七七	十月十六日	深草法華堂	山城紀伊郡
後伏見院	一九九六	五月廿五日	同	同
後二條院	一九六八	九月十八日	北白河	山城愛宕郡

花園院	二〇〇八	十二月十日	十樂院上	山城愛宕郡
後醍醐院	一九九九	九月廿七日	塔尾	大和吉野郡
後村上院	二〇二八	四月六日	檜尾	河內錦部郡
後龜山院	二〇八四	五月十九日	嵯峨小倉	山城葛野郡
光嚴院	二〇二四	八月十三日	山國	丹波桑田郡
光明院	二〇四〇	八月三日	大光明寺	山城紀伊郡
崇光院	二〇五八	二月八日	同	同
後光嚴院	二〇三四	三月二十日	深草法華堂	同
後圓融院	二〇五三	六月十四日	同	同
後小松院	二〇九三	十二月十日	同	同
稱光院	二〇八八	九月八日	同	同
後花園院	二二三〇	一月廿七日	後山國	丹波桑田郡

後土御門院	二二六〇	十月卅一日	同	深草法華堂	山城紀伊郡
後柏原院	二二八六	五月廿八日	同	同	同
後奈良院	二二一七	十月七日	同	同	同
正親町院	二二五三	二月六日	同	同	同
後陽成院	二二七七	九月廿五日	同	同	同
後水尾院	二三四〇	九月十一日	同	同	同
明正院	二三五六	十二月四日	同	同	同
後光明院	二三一四	十月卅日	同	同	同
後西院	二三四五	三月廿六日	同	同	同
靈元院	二三九二	九月廿四日	同	同	同
東山院	二三七〇	一月十六日	同	同	同
中御門院	二三九七	五月十日	同	同	同

櫻町院	二四一〇	五月廿八日	同	同	同
桃園院	二四二二	八月卅一日	同	同	同
後櫻町院	二四七三	十二月廿四日	同	同	同
後桃園院	二四三九	十二月六日	同	同	同
光格	二五〇〇	十二月十二日	同	同	同
仁孝	二五〇六	二月廿一日	同	同	同
孝明	二五二七	一月卅日	同	同	同

第五章 神武天皇祭

總

說

四月三日は、我が國の皇太宗、神武天皇の崩御あらせられ

し日に當れば、皇靈殿に、御親祭の典を擧げさせたまひて、

御大孝を申へさせたまふ。是れ、即ち、神武天皇祭なり。日本

神武天皇
崩日

書紀を按ずるに、天皇の崩御は、七十有六年春三月甲午、朔

甲辰、天皇崩于樞原宮、時年一百二十七歲。と見ゆれば、三月

十一日の崩御なり。今、これを四月三日と定めさせられた

るは、改曆後、大陽曆に換算せられたるなり。歴代の皇靈を

ば、春秋二季に祭らせたまへども、特に、皇考孝明天皇祭と

共に、國祭日として、別に御親祭あらせらるるは、天皇は、開國第一の君にましまして、其の盛徳大業は、我が國體の元始にてましましてはなり。さて、その御親祭の御次第は、略、孝明天皇御例祭に異なる事なけれども、唯、彼れには御神樂を奏せらるること、此れには東遊を行はるることの相違あるのやなり。即ち、午前八時より、朝の御祭典ありて、九時三十分よりは、御親祭あらせられ、午後四時よりは、夕の御祭典あらせらるる等、其の間の御次第、孝明天皇祭の時に同じくいふ。かく、宮中にて、御親祭あらせらるるのみならず、數日

御親祭次第

山陵奉幣

前に、勅使を畝傍山東北陵に遣され、當日、幣帛を奉らしめ、諸陵寮出張所員をして、神饌を供へて御陵祭を行はしめたまふ。又、地方官並びに、人民をして、遙拜を行はしめたまふ。こゝも、孝明天皇御例祭に異なる事なし。抑、現行の、神武天皇御例祭の御由來を尋ぬるに、萬延年中に、徳大寺實則を勅使として、御陵祭を行はせられ、孝明天皇には、清涼殿の東庭に出御ましく、て、御遙拜の式を行はせたまへり。是れより、年々の御例となり、明治元年三月十一日には、愛宕通祐宣命使として御陵に發向し、同二年三月十一日には、

神武天皇
祭由來

橋本實麗宣命使として發向せり。同三年三月十一日より
 は、神祇官に於いて、御親祭の典を行はせられ、且、勅使を山
 陵に遣し給ふことなれり。同四年三月七日には、神武天
 皇御祭典ノ儀海内一同遵行被仰出候條毎年三月十一日
 各地方官ニ於テ遙拜式可執行事と布告せられたり。改曆
 以後は、三月十一日を四月三日に改められ、現行の如くに
 はなりたるなり。掛卷くも畏き事ながら、天皇は、我が大八
 洲國を開き、兇徒を殄盡して、洪基を創造せしめたまへる
 君にましまして、其の功德、巍々として、萬世の後までも仰

ぎ尊び奉るべきものなり。されば、國民たるものは、當日、
 陛下御親祭の大御心を體し奉りて、崇敬の意を表し奉る
 べきものなり。

荷前ノ幣

古昔、山陵には、毎年歳末に、荷前のの幣を奉らしめ給ふこ
 とありしは、前にも述べたるところなるが、そは、たゞ、近
 陵近墓に止りて、遠陵には及ばず。唯、天智天皇の御陵の
 み、中宗として、尊崇ことに篤く、奉幣の事ありしが、却つ
 て、開國の天皇とも申し奉るべき、神武天皇の御陵には、
 この事なかりしなり。加之、歴世の久しきと、王室の式微

とに由りて、陵戸の制なども全く廢絶して、この開國元
 始の天皇の御陵も、いつこをそれと知りがたく、遂には、
 牧童樵夫の蹂躪する所となりたるは、實にかしこき次
 第なりき。徳川氏に至り、五代綱吉將軍の頃より、山陵修
 理の事興りて、新に藩籬を設けて、采樵を禁せられたれ
 ば、大いに面目を革めたれども、なほ、甚だ、不十分なりし
 様は、寛政の頃、幕府の儒臣柴野邦彦○栗が、命を以つ
 て、畿内の地を巡視せし時、畝傍の御陵に謁して、慷慨の
 餘りに作りたる詩に、遺陵才向里民求、半死孤松野畝丘

山陵修理

柴野邦彦
畝傍陵詩

非有聖神開帝統、誰教品庶脫夷流、
 厩王像設專金閣、藤相墳塋層玉樓、
 百代本支麗不億、幾人來此一回頭、
 といへるにても知らるべし。文久年中に至りて、幕府、戸田忠至の
 建議に由りて、山陵奉行を置き、朝廷に奏して、御陵修理
 の事あり。後、明治の御世になりて、更に修理を加へしめ
 給ふ。今、謹んで畝傍の御陵を拜し奉るに、當時、山陵の制
 も未だ定まらざりしために、や、地勢は、や、や、少しく隆起
 すれども、他の山陵の如くに宏壯なるものにあらず。今
 は、四方に、木柵を結ひ、溝渠を繞らし、石を疊みて其の岸

こなされたれば、稍、莊嚴の感を惹くに至れり。然れども、これを多武峯の鎌足廟又は、日光山の東照廟等に比し奉れば、實に、恐懼の情に堪へざるなり。

第六章 神嘗祭

總説

神嘗祭は、十月十七日に、新穀の熟したるを、伊勢の皇太神宮に供へ奉る御祭典にして、いと重き御儀式なり。今は、多く音讀して、「しんしゃうさい」といへど、古へは、「かんなめまつり」又、「かんにへまつり」といへり。延喜の頃には、又、相嘗祭(あひにへまつり)ともいへり。この日、宮中にては、御遙拜式を行はせられ、且つ、賢所の御親祭を行はせらる。其の御儀式の御次第は、先づ、豫、勅使を發遣したまひて、伊勢内外兩宮に、幣帛、並びに、荷前の調絹等を奉らしめ給ふ。伊勢に

賢所御親祭次第

ては、先づ、其の前夜を以つて、御神樂を行はれ、(豊受宮は十五日の夜、皇太神宮は十六日)かくて、十六日には外宮に、十七日には内宮に、幣帛並びに、調絹等を奉る御祭典ありといふ。當日、宮中にては、神嘉殿の南庇に、御屏風二雙を立て廻し、其の内に簀薦を敷き、其の上に御座を設けて、御遙拜式の場をなさせたまふ。陛下には、午前十時に出御あらせられ、御遙拜あそばせられ、畢りて入御の後、皇后陛下、皇太子殿下、皇太子妃殿下の御拜あらせらるこいふ。御遙拜式畢りて、直ちに、賢所の大前に進ませられて、御親祭を

神嘗祭沿革

行はせ給ふ。その御次第は、元始祭に同じ。抑、この御祭典は、極めて古くより行はせられたるものにて、中古以來、これを例幣と稱し、その勅使を稱して、例幣使といへり。毎年例として行はせらるゝより、かくいへるなり。奉幣使は、諸王一人に、中臣齋部各一人を副へらる。古へは、九月十七日を以つて行はせられたりしを、明治維新の後、今の如く、十月十七日と定められたり。此の御祭典の起源は、天曆勘文に、垂仁天皇の御世に始まるこいへど、他書には所見なし。文武天皇の御世に至りては、九月祭を行ひ、神衣祭の使をし

て、之を祭らしむる事となりぬる由は、令の制に見えたり。その御儀式の詳かなることは、延喜式・江家次第等に見えたり。爾來、連綿として行はれたるしを、後鳥羽天皇以後、武家の世となりて、朝廷漸く衰へ、諸國の幣料等も、制の如くならず。ここに、應仁以降は、古禮廢れて行はれざるに至れり。かくて、後光明天皇の正保四年に至りて、詔して、この御

應仁以降廢ス

再興時代

祭典を行はせ給ひしより、毎年九月十一日を以つて、勅使を發遣して、十七日を以つて、神宮を祭ること、連綿として絶えず。維新の後、神祇官再興せられてよりは、同官より、幣

祭祀ノ三等

使を發せられたることあり。且つ、期日も一定せざりしを、明治四年よりは、古例の如く、九月十六日を以つて、豐受宮を祭り、十七日を以つて、皇太神宮を祭ることとなり、同時に、賢所の便殿に於いて、御遙拜式を行はせらるることとなり、その後、多少の沿革を経て、現行の如くなりたるなり。凡そ、古へは、祭祀に、大中小の三種の別ありて、大祀は、たゞ、御一代一度の大嘗會あるのみなりき。この神嘗祭は、彼の祈年祭・月次祭・新嘗祭・賀茂祭と共に、中祀に屬すれども、大嘗會は、御一代の間に行はせられぬ事すらあれば、中祀は、

神嘗祭ノ意義

事實に於いて、大祀と同じく、極めて重き御祭典なりしなり。この度公布せられたる皇室祭祀令にそもく、天照大神は、我が皇室の御先祖にましまして、衣食の本を授けたまひしのみならず、忠孝の懿訓を萬世に垂れたまひし、無量無邊の御功德は、今更たたへ奉るまでもなき事ながら、上古、嘉穀の種を得させたまひて、蒼生の食ひて活くべきものと定めたまひ、天孫降臨の際にも、齋庭の稻穂を授けたまひしより、人民に遍く播種せしめたまひ、我が國の蒼生は、爲めに、食を得て、生を遂ぐる事を得たるなれば、殊に、こ

の御祭典を行はせられて、此の御恩澤に酬い奉る叡慮より出づるものなるべし。殊に、年穀の豊饒を祈らせ給ふ祈年祭に對して、終始を全くせさせ給ふ御祭典とも申すべきなり。又、外宮なる豊受大神は、天照大神の御饌津神にして、稻魂神ツカシマカミとも申して、穀食を司り給ふ御神なれば、おなじく、其の御功德に報い奉るものなり。この御神は、始め、丹波國眞名井原に齋き祭られたりしを、雄略天皇の御世に、天照大神の神託のまにまに、伊勢山田原に遷し祭らしめ給ひて、内宮と同様に尊崇せさせたまふ御神なり。申すも畏